

平成27年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成27年9月9日 午前10時00分 開会
午後 4時50分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 11番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	7	朝岡佐一郎	一括質疑	地方創生における今後のまちづくり施策について	市 長 担当部長
				公共施設の整備について	市 長 教育長 担当部長
2	5	増田 順弘	一問一答	ゴミの減量化について	市 長 担当部長
3	10	吉村 優子	一問一答	耕作放棄地の対策について	市 長 担当部長
4	9	藤井本 浩	一問一答	新給食センターの災害時機能について	市 長 担当部長
				防犯カメラの必要性について	市 長 担当部長
				小中学校普通教室へのエアコン設置について	市 長 教育長 担当部長
5	6	岡本 吉司	一問一答	平成27年8月15日民家火災について	市 長 担当部長
6	2	内野 悦子	一問一答	道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上について	市 長 担当部長
				生徒の安全対策について	市 長 担当部長
7	15	白石 栄一	一問一答	新道の駅計画と道の駅かつらぎ「運営基本構想」について	市 長 担当部長
				まち・ひと・しごと創生基本方針にもとづく人口ビジョンと地方版総合戦略の策定について	市 長 担当部長
8	3	川村 優子	一問一答	～安全・安心なまちづくり～ 子ども、女性、高齢者に対する防犯対策の強化について	市 長 教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月31日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法につきましては、1名の議員が一括質疑方式を、7名の議員が一問一答方式を選択されております。質問回数につきましては、一括質疑の場合は2回までとし、3回目は発言のみといたします。一問一答の場合は、質問回数に制限はございません。制限時間につきましては、一括質疑方式、一問一答方式ともに質疑、答弁を含めて60分といたします。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、7番、朝岡佐一郎君の発言を許します。一括質疑方式で行われます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 皆さん、おはようございます。公明党の朝岡佐一郎でございます。心配しておりました台風も東海地方に上陸したようでございますが、浜松や千葉県のように大変被害がございますところもあったようでございますけれども、おかげをもちまして本市は今のところ何もないということでございまして、安堵をいたしております。心配しておりましたけれども、議長から許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私は、先日の通告で一括質疑方式を選択いたしております。この場にて質問を続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、我が国は、人口が減少局面に入っております。また、若者の地方からの流出、あわせて東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっています。このままでは、人口減少を契機に、消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってしまいます。

このような状況を踏まえ、政府は昨年11月に成立をいたしましたまち・ひと・しごと創生法に基づいて、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定をいたしました。

さらに、それを受けて、都道府県や市町村には、2015年度までに地域に実情を踏まえた地方版の総合戦略の策定が努力義務として課せられています。まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正する。これが第1条、目的ということで記されているわけでございます。

その上で、国民が出産や育児に前向きになれるよう、制度の整備、地域における社会生活

のインフラの維持、地域の雇用創出、国の地方自治体との連携などを基本理念として掲げられています。

地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう、地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうか、ここがポイントだと思います。

しかし、自治体によっては、計画策定のノウハウや人材が不足しているところが少なくありません。政府は、戦略づくりを支援するために、国家公務員や大学の研究者などを派遣する制度を設けるとしています。また、地域の事情をよく知るNPO法人や民間団体とも連携していくことも重要であると記されています。

これを受けて、先月行われました全国市議会議長会、平成28年度政府予算並びに施策に関する要望ということで、この全国市議会議長会の冒頭、この重点要望、平成28年度地方創生の推進についてと題し、現在、国、地方は一致協力して地方創生に向けた取り組みを進めており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところであります。今後、国においては、地方創生の大きな潮流をつくり出すためにも、これからの地方財政計画におけるまち・ひと・しごと創生事業費について、将来にわたり、1兆円を上回る事業費を安定的に確保し、更に地方創生の取り組みを進化させるために、新型交付金を平成28年度当初予算で創設し、平成26年度補正予算で措置をされました地方創生先行型交付金を上回る額を確保願いたい。また、従来の縦割りの個別保障ではなく、包括的なものとするなど、実現に向けて要望をされています。

さきに述べました地方の総合戦略策定においては、地方創生先行型交付金、これを活用して、本市においても葛城市総合計画との整合性を鑑みながら、策定に向け作業を進められているところと認識をいたしております。

この地方創生戦略では、葛城市として、昨年度から総務省のモデル事業と認定されましたICTを活用した地域のコミュニティの再生に資するさまざまな事業が、住民の皆さん方のご協力と民間会社各社の協働で取り組まれておりますことは、周知のとおりでございます。

また、本年度から現在発行中の地方消費喚起となるプレミアム商品券の発行事業、この財源でもある地域住民生活緊急支援交付金、これを活用して、現在は事業を継続されているところでございます。

そこで、今、本市がICTの活用事業をしている中で、今後の展開や運用、そしてまた、市民行政サービス向上に向けた市民への今後の提供するプログラムなどの動向、その他の内容について、当該部局のご見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

次に、先ほど申しました葛城市総合計画における合併後10年間のまちづくりの指針を策定した、次の10年間に向けた新たな総合計画策定が、審議会が発足され、私も議会代表の一員として任ぜられたところでございます。

この総合計画、そして、その基盤として策定されたさきの新市建設計画では、昨年度、平成26年度までの10年間、合併後のまちづくり施策、そしてまた、地域住民のサービスの向上と安全で安心な10年間の合併後の暮らしの実現となる多くの事業が、合併特例に資する有利な財源を活用できる施策として大きく成果を上げてきたところでございます。

特に公共施設の整備に関する事業として優先的に推進をされてきたのが、学校教育施設の整備でございました。まちの将来を担う子どもたち、教育現場をより安全で、より安心な施設へと何よりもいち早く改築、改修計画を立て、また、災害時の多くの市民の避難場所としても利活用のあるよう、耐震補強改修を推進いただいたところでございます。改めて、市長や関係部局のご熱意、また、ご努力に対して感謝を申し上げますとともに、心から敬意をあらわすところでございます。

このご努力の成果で、学校施設の耐震化率は100%となり、7施設ございます小中学校の施設の耐震化が実現となりました。合併特例の有利な起債のほか、そのときそのときの国の補助事業にも積極的に取り入れた効果で、いわゆる最少の経費で最大の安心を積むことができたのではないかと。このように思うところでございます。

さて、教育施設として幼児教育の場はどうであったか。各校区の附属幼稚園は、どうであったか。新庄小学校の附属幼稚園は、2階建ての園舎であることから、耐震補強では安全性が確保できないということで建てかえを実施し、近隣土地所有者のご配慮もあって、現在、全面改築が完了し、元気に通園する園児たちの笑顔あふれる施設となっています。

また、本年度予算措置として新庄北小学校附属幼稚園の耐震化工事も施工され、このたび、補正予算では、3歳児の保育受け入れのための園舎等の増改築の予算が計上されたところでございます。

私は、選出地域の関係もございまして、園舎へお邪魔する機会が多いのは、磐城小学校附属幼稚園でございます。以前の予算委員会でしたか、決算委員会でもございましたか、そのときの委員からの質疑の答弁で、この磐城小学校附属幼稚園の園舎においては、耐震化の診断指標となる、いわゆるI s値、この評価が低いということを指摘される疑念があった。このように記憶をいたしております。

磐城小学校附属幼稚園は、ご存じのように、市内でも、また県下においても、園児在籍数が非常に多い園でございます。年少から年長クラスのクラス編成時も大変ご苦労されていると、このように聞き及んでございます。

また、入卒園時の保護者が利用する、また、園児が利用する、隣接する木造のリズム室においては、非常に狭小なスペースに、教職員の先生方には大変ご苦労をされているところを目の当たりにしております。

そこで、まず、磐城小学校附属幼稚園の耐震診断の結果を再度、お示しを願い、今後の耐震計画について当該部局のご見解をお伺いしたいと思います。

この場からの質問は以上でございます。ご明解なご答弁をよろしくお願い申し上げます。なお、再質問につきましては質問席からさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

下村議長 本田総合政策企画監。

本田総合政策企画監 皆さん、おはようございます。総合政策企画監の本田でございます。朝岡議員におかれましては、このような場を設けていただき、非常にありがとうございます。私の方から答弁をさせていただきます。

議員ご承知のとおり、ICTを活用した本事業は総務省の平成25年度補正予算、ICT街づくり推進事業を活用して開始されたものでございます。情報通信技術、いわゆるICTを活用することで、地域のコミュニティの再生を目指す取り組みでございます。具体的には、寺口ふれあい集会所とゆうあいステーション、本年5月よりは忍海集会所を拠点として環境整備を行い、地域住民の方に買い物支援や健康管理支援、インターネット放送局、住民票発行などのサービスを提供するものであります。

これらの事業は、これまで多くの市民の皆様にご利用いただいているところでございまして、特に買い物支援におきましては、いわゆる買い物弱者と呼ばれる方々にとって、日々の生活に欠かせないものとして受け入れていただいております。

総務省事業が、予算が終了いたしました本年度においても、かかる取り組みを、政府の平成26年度補正予算、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、引き続き実施しております。今年度においては、これまでの取り組みをより発展させるべく、新たにバウチャー実施計画策定事業、各種ボランティア養成、指導者養成事業を実施いたしております。

議員ご懸念の、今後の事業計画につきましては、さきほどご発言いただきましたとおり、政府の平成28年度当初予算の概算要求において、地方創生関連予算として、地方創生の進化のための新型交付金1,080億円が要求されているところであります。本市としましても、当該交付金の活用を視野に入れながら、地方創生の理念の実現に向けて、地方版総合戦略の策定をはじめ、今後も継続して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、その他、ICTを活用したまちづくりとしましては、現在、総務省の観光・防災Wi-Fiステーション整備事業を活用して、無線通信で高速なインターネット回線を利用できるWi-Fiの整備に向けた取り組みを進めているところであります。今後も、市の状況やニーズを踏まえながら、必要となるICTを活用した取り組みというものを進めてまいりたいと考える次第でございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

下村議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 おはようございます。教育部長の吉村でございます。よろしくお申し上げます。

それでは、ただいま朝岡議員のご質問の、磐城小学校附属幼稚園の耐震結果と整備計画の課題ということでご説明を申し上げます。

磐城小学校附属幼稚園につきましては、昭和54年3月に建築された建物でございまして、敷地内の北側に建っております職員室、保育室4室の棟、さらに西側に建っております木造のリズム室、保育室1室の旧耐震基準の建物と、さらに平成2年と平成14年3月に建築されました南側に建っております保育室3室の新耐震基準の建物となります。

旧耐震基準の耐震診断につきましては、北側に建っております鉄骨造の職員室と保育室4室につきましては、平成25年度に耐震診断を実施させていただきました。耐震診断数値につきましては、Is値という非木造構造耐震指標であらわしますが、このIs値が0.3未満の数値が出ますと、地震の振動及び衝撃に対しまして倒壊または崩壊する危険性が高いという建物になりますが、この磐城幼稚園につきましては、Is値は0.11という結果になり、地震

の振動及び衝撃に対しまして倒壊または崩壊する危険性が高い建物ということになりました。

次に、西側のリズム室と保育室1室の木造の建物につきましても、耐震診断を平成26年度に実施させていただきました。耐震診断数値につきましては、木造につきましては、I w値という木造構造耐震指標であらわしますが、このI w値が0.7未満が地震の振動及び衝撃に対しまして倒壊または崩壊する危険性が高い建物になりますが、この磐城幼稚園の木造のリズム室棟につきましては、このI w値が0.09という結果となり、同じく地震の振動及び衝撃に対しまして倒壊または崩壊する危険性が高いという結果になったところでございます。

この耐震診断結果につきましては、理事者に毎年度報告を行い、平成27年5月7日に理事者と関係部局職員で現地調査を実施させていただきました。この現地調査の結果によりまして、耐震計画の課題を次のように考えておるところでございます。

仮に、耐震補強工事を行う場合でございますが、北側の職員室と保育室4室、また西側のリズム室と保育室1室の耐震補強工事を実施いたしますと、補強部材の張り出しにより出入り口が狭くなりますし、補強壁を設けなければならないため、出入り口がふさがれるなどの状況が出てくるため、幼稚園舎としての機能が失われる可能性がございます。

また、補強工事に要する期間が夏休み期間中では終了しないために、仮園舎が必要となってまいります。さらに、耐震補強期間も長期にわたりますことから、仮設園舎にかかる多額の費用と仮設園舎の建設場所の確保が必要になってくると考えておるところでございます。

加えまして、保育室についてでございます。磐城幼稚園の児童数は、平成24年度より横ばい状態でございますが、平成27年度におきましては、全児童数187名でございます。磐城幼稚園では保育室の数が8室しかございませんので、8クラス編成となります。今後も児童数が増加した場合につきましても8クラス編成になり、今後、適正な保育室の確保が望まれるところでございます。

次に、現在の保育室の配置についてでございます。リズム室の西側の保育室は、職員室から見渡すことができませんので、緊急時の対応にも困難を要しているところでございます。

さらに、リズム室についてでございます。児童が全員で行う幼稚園行事のときには、リズム室が狭く、園児がのびのびと動きまわることができず、また、入学式、卒業式、発表会などの行事でリズム室を使用いたしますが、保護者の方々が見に来られますので、現在のリズム室では狭くて保護者が入りきらないという状況でございます。

これらのさまざまな状況を踏まえまして、教育委員会といたしましては、磐城幼稚園の園舎の整備計画につきましては、抜本的に検討を行っているところでございます。

以上でございます。

下村議長 朝岡君。

朝岡議員 本田企画監なり吉村部長、ご答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

まず、先ほど企画監からもご紹介がございました、地方創生の今後の取り組みについてでございます。

ご答弁では、さらに、いわゆるICTを活用して総務省の観光Wi-Fiステーション整備事業など構築へ向けて取り組んでまいりたい。これ、実は、この議会に私ども公明党議員

団として、先ほど申しました地方創生に係る新型交付金の財源確保を求める意見書案というのを提出させていただいておりますけども、さらに、今、企画監がご説明をいただいたICTを利活用するという地域活性化に基づくということで、Wi-Fiステーション整備事業、これは、ふるさとテレワーク、集約されるわけなので、この推進に向けて求める意見書を提出しようかなというふうに懸案をいたしておりまして、先ほどお示しを願いましたWi-Fiの進化、その実用性でサテライトオフィスを実証することで、企業やまた雇用の地方への流れを促進する、地方創生を実現する施策、これが拠点整備など利用可能な補助金創設の要望であったところでございます。

このICTの利用する地域活性化のふるさとテレワークの推進というのは、今回は置いておいたわけでございますが、まさに今ご説明いただきました、今後の市としての方向性が謙虚にご答弁であられた、このように思っています。

また、やはりこれもご説明がございました新型交付金、いわゆる地方創生の進化のための新型交付金1,080億円が要求されている、このようにご答弁がございました。この地方財政措置においては、さきに述べたように、平成27年度中に総合戦略を策定され、平成28年度よりは具体的な事業を本格的に推進するという段階に入っております。これを受けて、国の総合戦略に盛り込まれた政策のパッケージをより拡充し、強化し、国による多様な支援、それは情報の支援であり、人的な支援であり、そしてまた財政の支援を講ずる。このことによつて、この新型交付金を活用する地方の創生を深化していく。この統一的な指針に基づいて新型交付金の創設に取り組んでいくと、このようにされているわけでございます。

大事なことは、その上で、地方みずからが先駆的に、優良な事例を横展開、積極的に支援をする、このように国は発表をいたしています。

そこで、再度ご質問でございますが、今、ICTを利活用した、そしてまた今後の新型交付金、この財源で、これからのまちづくりをどのような施策で取り組んでいかれるのか。これは市長のご見解をお伺いさせていただきたい、このように思います。

また、吉村部長からご答弁をいただきました。磐城幼稚園の耐震結果を改めてお伺いしました。I s値は0.3未満が出ると危ない。0.11。木造のリズム室棟のI w値については、0.7未満では危険だということで、この平成26年度に実施された診断結果では0.09ですね。改めてびっくりいたしました。

なおかつ、課題として4項目ほど挙げられました。まさしく、そのとおりでございます。187名ですか。8クラスやから、どこかが2クラスになるんですよ。年少さんが3クラスで、年中さんが3クラスやったら、年長さん2クラス。30人が35人というクラス編成にならざるを得ない。

また、その皆さんが、今言うように、さまざまな幼稚園行事でそのI w値の低い木造のリズム室に入ってこられるわけです。私たち議員がよくお邪魔するのは、ご存じのように、これからは運動会が主になっていきますけども、やはり年度末の卒園式、そしてまた入園式。当然、卒園式は卒園式で、このごろは保護者そろってお見えになる。お父さん、お母さんが一緒になってお見えになって、入園式では、まだ3歳児ですから、お母さんが、その入園され

る子どもたちの横にいらっしゃる。後ろにお父さんはビデオを回している。行っていただいた議員はよくご存じだと思います。私のこの横にいる子どもが、ここにお母さんと子どもがいる。それほどまで、手狭な狭小なスペースで、そういう園のさまざまな行事に対応されている。これは、非常にやっぱり、市としても早急に対応をすべきではないか。私は今ご答弁を聞いて、まさに深く思ったところでございます。

幼稚園に限らず、整備計画については、公共施設の今後の利活用の動向を定めるということで、以前からファシリティマネジメントが、有識者を交えて進めていただいているところでございます。

幼稚園の西側を見ていただいたら、改めてこの9月1日から稼働した葛城市の統一された給食センター、それに伴って旧當麻地区の給食センターがすぐ西側にあります。その跡地ということでの事業計画、これは私以外の議員もよくご質問されているところでございます。先ほど言いました磐城幼稚園の近隣ということ、先ほどご答弁のあった補強工事では、仮園舎の問題、また、そのまま建てたら、幼稚園舎としての機能が失われる問題。いろいろと課題を当該部局の部長はお示しをいただいたわけでございます。

私は、そういうファシリティマネジメントのご進言も含めて、あわせてご検討願いたいと認識をしておりますが、やはり優先順位は何を置いても、187名が通園する磐城小学校附属幼稚園でございます。この耐震補強といいますか、狭小なスペースで、クラス編成時に不足する教室の解消、このようなことに向けて、再度、事業計画について一歩踏み込んだご答弁を、市長の方から、これも求めておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

下村議長 山下市長。

山下市長 おはようございます。

ただいま、朝岡議員の方から、大きく分けて2つのご質問をいただきました。私の方からご答弁をさせていただきます。

平成25年度、平成26年度、2カ年で、総務省のICTのまちづくり補助金をいただきながら、進めてまいりました。私は何度も皆さんの前で言っておりますけれども、インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジー、情報通信機器を使ってどれだけ住民のサービスの向上を図ることができるのかとか、利便性を上げることができるのかということをおっしゃっておりますけれども、あくまでもICTというのはツールであると。この機器を使って人は幸せにはならないけれども、これをうまく活用することによって、サービスの向上であったり、利便性を上げることができるというふうに思っております。

昨年度、今年の2月6日には、総務省の方から視察とシンポジウムの方をこの葛城市で開催をしていただくという榮譽に浴したわけでございますし、また、つい先だってでございますけれども、実は8月4日に内閣府というか、政府のCIOであります情報統括官の遠藤CIOがわざわざ葛城市にということで指名をしていただきまして、ご視察に来ていただきました。

どういう内容であるのかということヒアリングした上で、現場でありますゆうあいステーション、来ていただいて、実際に現場の姿を見て、大変喜んで帰られたわけでございます。

す。ICTのことだけを喜ばれたというよりも、ゆうあいステーションの姿そのものに対して、大きく感動されたというところも、障がい者や子ども、お年寄り、いろんな年代層が1つの場所に集まって共存しているというか、その姿に非常に驚いて帰られたということを印象深く持っております。

さて、ご質問をいただきました、ICTを活用した、この成果を踏まえて、葛城市において、この地方創生の中で、どういうところを目指していくのだということを質問いただいております。

今、私は、職員を集めて、いろんなお話をさせていただく。いろんな情報伝達、今、葛城市がどちらに向いて仕事をしようとしているのかというお話をさせていただいております。平成16年に合併をして、今、平成27年。これから10年後、20年後、向かっていく先、どんな社会になっていくのだということを話をします。

ふえていくものがあります。それは何かというと高齢化率。平成16年には17%だった高齢化率が、今現在は25%。住民の4分の1が65歳以上の人口になっています。高齢者がふえるということに伴いまして、医療費や介護保険料、こういったものがふえてまいりますし、あと、先ほど、ファシリティマネジメントと言われましたけれども、施設の維持管理費。葛城市には140施設、400棟の建物を保有しておりますけれども、この維持管理費がどんどんどんどんふえてまいります。

未来に向かってふえていくものがそれであるならば、減っていくものは何かというと、葛城市は幸いにして人口は今のところ、合併時から1,500人程度ふえてはおりますけれども、それでも高齢化率がふえているということは、生産年齢人口が減っております。

どういうことになるかということ、生産年齢人口が減るとことは税金が減ることになるわけですから、未来に向かって、これはどこの自治体でも一緒ですけれども、支出がふえていきながら、収入が減っていくということが、何もしなかったら、こういう社会が待っているという。不安が増大をする社会。これをいかに希望に変えていくかということが、我々行政に課せられた使命なんだろうというふうに思っております。

その施策の中にこのICTというものを活用して、より効率化をしていくこと。そういうことを目指していきたいというふうに思っております。それを解消する手だてというか、それを、不安を希望に変えていく手だてとして、我々は2つの大きな概念を考えております。

それは、1つはシティセールス。まさに税金をふやしていくために、また、にぎわいを取り戻していくためにいろんな施策を講じながら、葛城市に入ってきていただくということを考えております。

このシティセールスの中で、1つは、すむなら葛城市キャンペーン。葛城市に家を建てていただきましたら、市からは2万円でございますけれども、契約をしました4つの金融機関、そこで住宅ローンを組んでいただきますと、店頭金利からもれなく固定で1.5%引いていただきますから、例えば、今、金利がそれよりも低いということになりまして変動でございましたら、世の中の情勢によりまして、その金利が高くなったりということがありますけれども、葛城市で契約をしていただいた、その金融機関で、固定で1.5%引いていただきます

と、払い終わるまで、ずっと1.5%引いていただけるというような特典をいただくとか、また、11月1日に當麻寺や相撲館、また民間の古民家等を活用して行います葛城発信アートフェアというものをさせていただきます。當麻寺の国宝の本堂の中に、シャガールの絵を飾らせていただきましたり、いろんなことを考えて、葛城市ににぎわいを持ってこようというふうに考えております。

こういう観光業であるとか、農商工業。これをどんどんどんどん、これから、いろいろとアピールをしていく。その拠点として道の駅を活用させていただいたり、そういうことを考えていくシティセールスということを考えております。以前から、やっております中学3年生まで医療費がほぼ無料になるとか、そういうことで、葛城市に行けば、子育てがしやすいとか、水道料金が安いよ、下水道料金が安いよ、大阪まで30分から40分で行けるのに、これだけのいい材料がそろっているということをしっかりとアピールをしていく。相撲発祥の地だということで、国内はもとより海外からも観光客を呼んでくるようなシティセールスプロモーションを行っていくということで、葛城市ににぎわい、また、税金をもたらしていくということを考えていくということが、シティセールス。

もう一つ概念としてはロー・コスト・コミュニティ、LCCと言っておりますけれども、少ない経費で葛城市の運営をしていくということを考えております。

これは、いろいろと導入をさせていただきましたけども、自治体クラウド。システムを7つの団体で共有化をしたり、今現在、葛城市では、35のシステムを他の団体とともに運営をさせていただいたりということで、毎年1億円の経費をそれで浮かせていただいております。

葛城市の税金が、市民税とか、その税金が38億円でございますから、1億円浮くということは3%以上の経費がそれで浮いておる。その経費を使って、中学3年生までの医療費を無料にできるようにしたり、そういうことに使わせていただいておりますけれども、そういうことをさせていただいたり、また、昨年からは、リコージャパンに葛城市に出向で来ていただきまして、5S運動、または、机の上をきれいにしていこうとか備品を的確に使っていこうというようなことで備品管理。そういうことを進めるというような形で、5S運動のようなものを取り組んでいく。また、ファシリティマネジメントもここに入ると思いますが、できるだけ経費を少なくして、皆さんから預かった大事な税金を、それで無駄なく使っていけるような仕組みをつくっていくということに取り組んでいこうというふうに思っております。

こういうところに、行政だけの経験とか、今までのやり方だけでは、とてもとても踏み込めない。これを新しい葛城市の地方創生の柱にもしていかなければならないということで、内閣府の方をお願いをしまして、この8月1日から本田企画監が総務省の方から来ていただいたということもございますし、また、民間企業3社から今、4人の方々が研修という形で、葛城市に常駐をしていただき、いろんな形で、我々の相談に乗っていただくということで、民間の知恵をいただきながら、新しい行政の仕組みづくりにご貢献をいただいております。

ここで、こういう知見をいただきながら、葛城市が次に進んでいくところでございますけれども、どういうまちづくりを目指していくのかという中で、私も、議員もさせていただきますし、また、市長として議会の皆さん方と一緒にいろんなところに視察に行かせていただきます。

視察に行くということは、成功例を見に行くわけですから、なるほど、うらやましいところばかりでございます。隣の芝生は青いと申しますか、うちもこれだけたくさんの企業があればいいのになとか、海に隣接をしておれば、こんな企業に進出してもらえるのになとか、人口がたくさんあればとか、愛知県の近くにあれば、トヨタという大きな企業の城下町として、不交付団体としてやっていけるとか、いろんなすばらしいものを見ていきますけれども、振り返ったときに葛城市にはこれがない、これがないというふうに数えるのか、それとも、いや違うと、それはそれとして、うちの強みは何だ、葛城市として発展をしていこうと思うと、どういうことをやっていかなければならないのかというところに、私は、考え方を変えて、それで、ICTという技術を使ったり、また、民間企業の方々に今、集まってもらっているということを踏まえて、何ができるのかということ考えたときに、葛城市の優位性というのは何かというと、3万7,000人の住民が33平方キロメートルの中に、コンパクトなまちの中に住んでいるということと、大阪という大都市から30分から40分で来れるという地理的な優位性ですね。大都市から非常に近いということ。こういうところを活用しながら、また、関西国際空港、世界中に広がる1つの港と40分から50分につながっているという、こういう優位性も含めて、葛城市に何ができるのかということはずっと考えております。

そこで、民間の企業の皆さん方とヒアリングをさせていただいたり、いろいろと意見を交わさせていただく中で、1つの方向性を出させていただいた。それは、葛城市のラボラトリーシティ構想というものです。

ラボラトリーシティ構想、耳慣れない言葉でございますけれども、直訳すると、研究所ということでございますけれども、葛城市には、残念ながら、小学校、中学校までしかございません。高校、大学、専門学校というものがありませんから、葛城市にはナレッジ、知の集積ができる場所というものが無いわけでございますけれども、大学の研究所を葛城市に持ってくるとか、企業の研究所を葛城市に持ってくるということはなかなか、これは難しいし、それなりのバックボーンがないとできませんけれども、葛城市そのものをラボラトリーにしていく。

いろんな企業が、今、たくさん、新時代葛城クリエーションという研究会の中で、今、10社以上の企業が集まっておりますけれども、そういう企業が葛城市という場所において、情報交換を行い、自分たちがやっていきたいと思うようなことを、この葛城市というフィールドを活用して、さまざまな製品開発であるとか、また、モニタリング、そういうことをやっていけるようなまちづくりというものを目指していきたいというふうになりました。

これを、3つの柱で、ご説明をさせていただこうと思っておりますけれども、まずは、主をモニタリングやマーケティング。また、そういう実証を行うための研究の場として使っていた

くという1つの柱。

2つ目が、データサイエンスといいますか、いろんなモニターになっていただいて、その出てくるデータを集積、集約をしていく。ビッグデータでどういう傾向にあるのかということ、その中で知見を得ていくという作業。

もう一つは、葛城市が全国の市町村の中で、モデルとなりまして、葛城モデルというものを、このモニタリングシティ、ラボラトリー構想の中で、確立をしていきながら、このモデルを他の市町村にも横展開をしていくということで、企業にとりましても、メリットが設けられるし、また、他の市町村におきましても、できるだけ安い経費で運用していけるまちづくりというものに貢献ができるのではないかなというふうに思っております。

具体的には、先般、9月2日、薑地区で化粧品会社が竣工をされました。その会社とお話をさせていただいたときに、化粧品の会社で、基礎化粧品をつくっておられるんですけども、葛城市内で年代別にたくさんの方々にその会社の化粧品を無料で使っていただいて、モニターをさせていただきたいという申し出もいただいております。

企業からすればたくさんのデータがとれるということと、住民からすれば、そういう基礎化粧品をただでご提供いただける。協力をすればということもございますけれども。そういう形で、この葛城市というフィールドを使って、そういうことができないかという申し出をいただきました。

どういう形でそれを実現していくのか、これから検討していかなければなりませんけれども、ほかに、電気関係の企業からそういう今、お申し出をいただきましたりとか、いろんな企業から、葛城市の市民向けにこういうものをモニターさせてもらえないかというお話も入り始めておるところでございます。

そういう場として、葛城市をラボとして、また、モニタリングシティとして住民の皆さんと1つの、住民の皆さんにご協力をいただきながら、また、ご説明をし、ご納得もしていただきながら、そういうまちづくりをしていくという方向も、これから考えていかなければならないというふうに考えております。

先ほど言いました。不安を希望に変えていくために、できるだけのことをしっかりと考えて、また、民間企業の考え方をその中で、ご協力をいただきながら、他の自治体にはない、新しい方向性というものを目指していこうというふうに考えております。

もう一つ、今、ご質問をいただきました。

磐城小学校附属幼稚園、これをどうしていこうと思っているのだということでございますけれども、先ほどお示しをいたしましたとおり、なかなか厳しい耐震の判断というか、診断の結果が出てまいりました。これをどうしていこうかと思ったときに、補強ができるのかというと、なかなか園児を入れながら補強工事をしていくということは難しいし、仮園舎を建てていかなければならない。この仮園舎の費用が高つくということも、検討材料の中に入れさせていただきました。

いろいろと検討を重ねている中で、我々の考え方としては、これは、やはり建てかえを含めて考えていかなければならないだろう。何よりも、子どもたちの安全を守っていくべき仕

事、これを最優先にしていかなければならないという我々の考え方をお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

どのような形で、どういうふうにやっていけば、より安く、また、安全に、その磐城小学校附属幼稚園を建てかえを進められたりとか、最適な方法というのは、これから検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、今、示させていただいたままで放置するわけにはいきませんので、できるだけ早期にこの問題については着手をしてまいりたいというふうに考えております。

また、その横にあります当麻の旧給食センターにつきましては、子ども、若者や、また子育て世代の相談の場にできればというふうには今、考えてはおりますけれども、改修費用がどのくらいかかるのか。それをそのまま使っていけるのかどうかということも含めて、検討していかなければならないというふうに思っております。今のところ、そういう有力な案もあるということで、とりあえず、ご答弁とさせていただきたい。

今、お2つ、示させていただきましたけれども、できるだけ皆さん方のご意見、知恵をいただきながら、よりよい方向に進めていけるように努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

下村議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいまは、市長から、非常に、まちづくりの今後の方針といたしますか、構想を熱意のもとでしっかり語っていただいたところでございます。その中で、将来の住民の不安を希望に変えるという、本当に葛城市ラボラトリーの構想ということをご披瀝いただきました。

本当に、先ほど来、シティセールスであるとか、LCCの問題とか、いろいろと市長として、最少の経費で最大の効果を生んでいただいた今までのご実績には十分理解をいたしておりますけれども。これからの少子高齢化における、地方が取り組むべき問題というのは、いかに、先ほど来、市長がおっしゃいましたように、人口の流出を防ぎ、そしてまた、産業、雇用の創出を促す整備をする。そしてまた、今ございました子育て支援のさらなる充実といたしますか、それと高齢者の皆さんが、既に25%を超えてきたということでのバリアフリーなまちづくりが求められているところでございます。

まさに、今、ご披瀝をいただきました葛城市ラボラトリーの構想というのは、それなりのさまざまな施策を実際に実現、具現化をする戦略として、まさに産、官、学。学というのはないとおっしゃっていましたが、これは市民モニターがその役割を果たして、今後のまちづくりの活性化に寄与していただく。地方創生のこれからの軸としては大いに成果が上がるんではないかと、私自身も期待をいたしております。ぜひ、その構想の実現に向けて、関係各所一丸となって、ご努力をいただくことを熱望いたしておきます。

磐城幼稚園の改築、改造、改築計画といたしますか、事業計画も、非常に一歩も踏み込んでいただいたご見解をお伺いしました。今、市長がおっしゃいましたように、なかなか耐震補強だけでは、問題、課題が解決しない。全面的な建てかえも視野に入れながらというふうにご答弁を、非常に前向きなご答弁をいただきましたので、これはぜひとも早い時期に。これは、文科省の補助金も一定の平方メートル数に対する補助金というのも確か3分の1ぐらい

ですか、補助事業があるというふうにも思いますし、また、先ほど来、新型交付金は使うというわけにはいかんでしょうけども、そのときそのときの国の補正内容のさまざまな予算を獲得するというか、模索していただきながら、今、市の給食センターの跡地というようなこともおっしゃってました。若者支援の相談の場、それはそれでいいと思うんですけど、1つだけ、私の方から、もう最後に申し上げておくと、やはり、このごろは、隣の、もちろん、附属幼稚園ですか、小学校もあるわけですけども、この小学校、ものすごい児童数が多い小学校でございまして、これから間もなく始まる体育祭、これ皆、父兄来られる。車、数珠つなぎですわ。近隣のところに、物すごい車が路上駐車しかない、正直。幼稚園の、これから、先ほど言いました入、卒園式だってもうおじいちゃん、おばあちゃん、皆来られる。これも、皆、車で来られる。車で来たらあかんということになってますけどな。そやけど、来られるわけですわ。どこの幼稚園も小学校も一緒やと思いますけども、数珠つなぎ。僕は、今言う相談の場があかんとは言うてません。そやけど、やっぱり、空間というのも視野に入れながら進めていただいたら、そういうことも解消できるのではないかなと、このように思いますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。

それにおいても、公共施設の整備においては、ファシリティマネジメント検討結果も交えて、市民の皆さんの声をしっかり反映した事業計画であることを望んでおきたいと思います。

ちょっと早いかわかりませんが、平成28年度は、市長の任期最後の年度でございます。しっかりと将来を見据えた葛城市のかじとりを担っていただけるよう、これからはしっかりと議論を尽くしてまいりたい、このように私自身思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

時間もまいりましたので、私の一般質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

下村議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

次に、5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問内容につきましては、ごみの減量化についてでございます。

なお、これより先は質問席にてさせていただきます。

下村議長 増田君。

増田議員 それでは、質問をさせていただきます。

先日、7月28日、29日、30日、2泊3日の日程で、厚生文教常任委員会の視察研修が実施され、私もその一員として参加をさせていただきました。視察内容は、石川県の金沢市で総合型地域スポーツクラブの推進について。石川県かほく市では、学校給食における食育の推進について。富山県小矢部市で、認知症地域支援体制について。そして、今回の質問に関連します富山県氷見市でのごみの減量化の取り組みについて、これについて視察をさせていただきました。本日は、その研修も参考にさせていただきますながら、ごみの減量化についてお尋

ねをさせていただきます。

この問題については、過去にも先輩議員が一般質問の中で取り上げておられました。しかし、平成29年に新しいクリーンセンターが稼働するに当たりまして、数々の問題を乗り越え、今日まで来たことも考えますと、この運営に当たっては、十分な事前準備、また、改善も必要かと思ひ、あえて質問をさせていただくことにいたしました。

ごみの問題は皆さん方もご承知のとおり、経済の発展とともに生活の多様化等によりまして、ごみの量は増加をし、社会問題というふうになっております。このような問題を解決するため、国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、廃棄物の排出の抑制、適正な処理を進められています。

また、この法律の第4条には、市町村はその区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図るなど、その能率的な運営に努めなければならない。こういうふうに記載をされております。

また、第6条では、市町村では、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。そういうふうに分められています。

本日、お持ちをしましたこの資料でございますけれども、その法律に基づいて作成された本市の計画書でございます。作成は、平成18年3月に作成をされております。この資料の目標年度は10年後の平成27年ということでございます。この計画の見直しについて、まず、お尋ねをさせていただきます。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。

ただいまの増田議員の質問にお答えさせていただきます。

一般廃棄物処理基本計画の見直しについてでございます。

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定によりまして、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされております。本計画は、市民、事業者、行政が、それぞれの立場や役割をもとに協働して基本方針に基づく施策展開に沿って、ごみの減量化、資源の再生資源化、及び生活排水処理の目標を達成するとともに、適正な処理を図るための計画を推進いくことを指針とするものでございます。

合併時、両町それぞれにありました一般廃棄物処理基本計画を統一いたしまして、新たに平成18年度から、平成27年度を計画目標年度とし、10年間の計画で策定を行い、ごみの分別収集計画や下水道事業計画などの整合性を図るべく運用しております。

そして、本年度は、平成28年度から平成37年度を計画目標年度と定め、新たに次の計画を作成するものでございます。過去10年間の政策を検証いたしまして、次の10年間の計画を樹立いたすものでございます。

現在、葛城市一般廃棄物処理基本計画策定委員会を設置いたしました。委員構成は、副市長を委員長に、市役所関係職員と市民の代表4名の総勢13名で協議、検討を行っておるところでございます。委員会の開催状況でございますが、7月22日に第1回を開催いたしました。

委員からは、さらなるごみの分別とごみの処理に関する市民からの意見を広く聴取する方法を検討するように提案をいただいております。次回委員会は、9月下旬の開催を予定しております。

以上でございます。

下村議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきました。この作成に当たりましては、ご説明にもございましたように、行政、市民、この皆さん方の双方がごみの減量化、再資源化に向けて意識を高めていただく必要があると。こういうふうな、一番大切な部分があるかと思えます。絵に描いた餅だけではなく、実勢に伴ったような計画書になるように、よろしく願い申し上げておきたいと思えます。

次に、その中身について若干お尋ねをさせていただきますけれども、ごみの排出量のところでございます。この基本計画の中では、平成16年の実績として、ここに挙げられております数字、排出量1万3,099トン、年間ですね。市民一人当たりにはまして、一日1,009グラムと、こういう実績でございます。加えて、集団回収、地域が取り組まれております集団回収ですけども、1,271トン。合わせて1万4,370トンという年間の総排出量になってございます。

平成27年、計画の平成27年の目標としては、総排出量を1万3,037トンというふうに減少をするんだというふうな目標を立てておられます。直近の実績について、平成27年はまだ年度途中でございますので、平成26年度実績についてお尋ねをさせていただきます。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 ごみの排出量の状況でございます。

まず、基本計画の予測や目標を樹立するに当たりまして、人口推移が重要となりますので、人工比較を申し上げます。平成16年度の人口は3万5,584人でありました。平成27年度の、計画書の予測人口は3万4,870人と714人減少するとの予測に対しまして、平成26年度の実績では3万6,979人と、10年前より1,395人、予測より2,109人増加しております。

次に、ごみの直近の排出量の実績といたしまして、平成26年度、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの排出量の年間1万2,917トン、市民1人当たりの1日ごみ量が957グラムでありまして、加えて集団回収が833トンございまして、合わせて総排出量が1万3,750トンとなっております。

計画での、平成27年度のごみ排出量の予測値は1万4,648トン。平成26年度では予測値を898トン下回っております。しかしながら、計画値の1万3,037トンには713トン上回っております。人口の増加の影響と思われれます。

また、平成16年度と平成26年度の比較でございますが、燃えるごみ、可燃ごみにつきましては、全市の収集量が1万1,000トンから、平成26年度には1万1,300トンと約300トン増加しております。その内訳なんですけれども、一般家庭ごみと事業所から排出されるごみとに区別しております。一般家庭ごみは、10年間で人口は1,300人増加しておりますが、ごみ

は7,300トンから7,200トンと100トン減少しております。

事業系のごみは3,700トンから4,100トンへと400トン増加しております。差し引きいたしまして300トン、10年前より増加しているという現状でございます。主に、ロードサイドの大型店舗等の増加が要因と思われれます。

また、一般家庭ごみにおきましては、ごみの分別収集等で減量できたかと思われれます。また、不燃ごみ、粗大ごみ、缶、瓶、ペットボトル等の資源ごみも総じて減少しておる現状でございます。

以上でございます。

下村議長 増田君。

増田議員 今、ご説明いただきました。非常に関係者の方々のご努力の結果、減量化は順調に進められておる状況というふうに伺いさせていただきました。

ただ、人口の増加、うれしい結果を、それが原因で減量化できなかったと。施設は限られた施設でもございます。それを理由に、新しい施設が許容量をオーバーするというふうなことのないように、少々人口が増加してもしっかりと施設のキャパが許容内になるように、さらなる減量に向けての対策というものが求められるかなというふうに考えるところでございます。

そこで、もう少し細かく分類をさせていただきます。

まず、生ごみでございます。生ごみといいますのは、今、処理といいますか、収集に当たっていただいております可燃ごみの中に含まれておる部分でございます。可燃ごみの約40%が生ごみであると。これ、全国的な平均でございますので、葛城市の場合、どのぐらいの率を占めているのか、また、お聞かせを願いたいと思っておりますけれども。生ごみでございますけれども、さらに、中に含まれておる成分として80%が水を含んでおると。要するに水を飛ばしたら、2割。8割の減量化ができると。乾燥状態まですることが、機械的にやらないとできないとは思っておりますけれども。8割の水分を含んでいるというふうに言われております。

氷見市の視察の研修の中でも、ごみの減量化対策ということで、効果的であるというふうに言われておる1つに、生ごみの、ここでは、水切りというふうに奨励の中でされております。これ、こういうふうなチラシの中で、非常に、水切りのことについて、市民の皆さんに呼びかけられております。といいますのも、非常に、誰でも手軽に減量化に取り組めると。そういう意味も込めまして、そういう減量化対策の1つの方策として取り組まれているのかなというふうに思います。

本市のチラシの中にも、これが葛城市の當麻地区版でございます。私の家の冷蔵庫に張っていたチラシでございます。そこにも、水をよく切ってくださいという記述は確かにここでも記述はされております。ただ、私も、初めて、生ごみの水を切ったら減量化できるのかというのも、私は主婦でございませぬけれども、一般住民として気づいたところでございます。

改めて、この辺の水切りによる減量というものをどこかで周知していただくような、そういうふうなお考えがあれば、お聞きをさせていただきたいというふうに思います。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 生ごみの水切り対策についてでございます。平成26年度では、1万1,300トンの燃えるごみが排出されております。議員おっしゃるとおり、このうち40%から50%は生ごみでございます。ごみの分析によりまして、全国平均とほぼ同じ率になっております。そのうち、生ごみの水分量も約80%といわれております。年間、約3,600トンもの水分を燃やしていることとなります。この生ごみの水分をちょっとした一工夫や一手間で、10%の水切りができれば360トンの減量化ができるということとなります。

今後、分別やリサイクルはもとより、水切りの減量をさらなる周知、PRを行っていきたいと考えております。

下村議長 増田君。

増田議員 余り費用もかからないと思います。ちょっと絞るだけの作業かなと思います。ご答弁ございましたように、周知の方、よろしく願い申し上げておきたいと思います。

次に、生ごみの減量のもう一つの対策でございます。ごみの堆肥化についてお尋ねをさせていただきます。

先ほどございましたように、可燃ごみの約4割を占める生ごみ、これを燃焼処理するのではなく、発酵させて堆肥化することで農地に還元する手法でございますけれども、この対策については、現在、葛城市では2つの方法で減量化に取り組んでいただいております。

まず、生ごみ処理機の購入補助金の制度についてでございます。

ある資料によりますと、家庭用電気生ごみ処理機の価格、約6万円という、資料ではそういうふうにご書いてございました。耐用年数7年ぐらいということでございますので、年間、7年で割ると8,571円。1日にいたしまして23円50銭。電気代10円足して33円50銭。こういうふうな費用が、この処理機を導入するに当たってかかるという計算でございます。行政の負担として、燃やした場合、1世帯当たりの焼却にかかるコストと更に堆肥の経済的価値を加えた金額、これは試算されておりますけれども、38円というふうにご試算をされております。

要するに33円50銭と38円と比較すると、38円、要するに焼却にかかるコストの方が高くなる。要するに導入効果があると、こういう試算でございます。本市の導入の実績、導入効果についてのお考えをお尋ねしたい。

私も、近くの電気屋さんに行って、カタログだけでございます、聞いてまいりました。この機械、結構高くって、ある電気メーカーでございますけれども、5万9,000円でございます。4人家族用。一般家庭ならこれ。これに生ごみを入れると2時間で完全に水分が飛んで、においもしないと。そういう機能があるというふうにご伺っております。これでいくと、非常に減量化につながる、堆肥になると。こういうふうなことで、それも参考にご答弁をお願いしたいと思います。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 生ごみ処理機の助成制度についてでございます。

本事業は、電気式生ごみ処理機を購入された市民に対しまして、1台当たり購入額の半額もしくは3万円を限度として助成するものでございます。平成13年度から開始いたしまして、平成26年度で14年が経過いたしまして、累計で315台の助成をいたしております。効果とい

たしましては、機械の耐用年数等を推測いたしまして、年間20トンの生ごみを減量しております。可燃ごみ減量化の施策でございまして、継続実施いたしております。今後も周知してまいりたいと思っております。

下村議長 増田君。

増田議員 今ご答弁がございましたように、ホームページのところでも出ておりますけれども、限度額は3万円。2分の1ですね。そういう条件で助成をしていただけるということでございますし、非常に家庭内の衛生管理。生ごみをすぐにこのポットに入れてぬるぬるした、そういう生ごみの嫌な部分を見なくて済むと、そういうきれいな家庭にもなるかなというふうにも思いますので、周知して効果を上げていただけたらなというふうに思います。

次に、同じく生ごみの堆肥化でございまして、おひさま堆肥についてでございます。

市のホームページにも掲載をされておりますが、改めてその内容について、生ごみから堆肥になるまでの流れ、それから処理量の実績、事業効果、問題点等につきましてお尋ねをさせていただきます。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 生ごみのおひさま堆肥の取り組みについてでございます。

おひさま堆肥は、NPO法人葛城市民ネットワークと市民のおひさま堆肥会の会員の協働で行っております。燃えるごみとして燃やしていた生ごみ堆肥に対する取り組みでございます。

現在、おひさま堆肥の会員は284世帯参加していただいております。まず、会員の家庭から出る生ごみを発酵資材を入れたコンテナに生ごみを入れまして、その上に発酵資材を振りかけまして、サンドイッチ状態に堆肥をいたしまして、毎日、そういう作業をしていただいで、約1カ月間続けます。それを堆肥場か市役所に持ってきていただきまして、次の1カ月分の発酵資材とできあがった堆肥10リットルを持って帰っていただいております。会員が1カ月間一次発酵したものを、次にNPOエコ葛城のメンバーが、今度は2カ月間の堆積発酵をいたしまして、繰り返し作業で追熟して堆肥を完成させます。

また、當麻地域の公立3保育所の生ごみもおひさま堆肥にしており、年間、合わせまして合計46トンの生ごみを減量しております。でき上がった堆肥は会員に還元し、また、堆肥の一部は学校や保育所に渡して花壇などに使っていただいております。水分の多い生ごみを焼却しないので、ごみの減量化促進には非常に有効な取り組みと思います。

しかし、今後、全市的に生ごみの減量化を普及するまでのシステムや体制の構築には至っていないのが現状で、また、課題でもございます。

以上でございます。

下村議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。

需要が供給に合っていないといいますか、施設が間に合わないと。非常に残念な状況かなというふうにも思います。堆肥は、皆さん方ご存じのとおり、ごみの減量化とあわせて、農作物を栽培する上で堆肥の投入は良質生産に効果的な農法であるというふうに思います。広

く市民の方々に今まで以上のご理解をいただくような取り組みをお願いしたいなど。それには、施設の充実を、十分視野に入れてご検討をお願いしたい。

恐らく、新しい給食センターのこの生ごみの処理についても、できることであれば、おひさま堆肥化するというふうなこともいいんじゃないかなと思うんですけども、現在、それはされておられないということかと思えます。もしされておるようであれば、ご説明をいただきたい。その辺も、施設の今後の検討課題であるかなというふうに思います。

このおひさま堆肥の施設は私の家の近くでございます。高田バイパスの高架下をおかりして、非常にご苦労されて作業をされておられる姿を目の当たりにさせていただいております。作業場であるビニールハウス、相当老朽化といたしますか、零細なといたしますか、そういう状況かなというふうにも見受けられます。さらに、一部の地元住民の方から臭気に関する苦情もあるというふうにも聞いてございます。そういうふうなことも踏まえまして、このおひさま堆肥の施設の充実、十分にご検討をお願い申し上げたい。ご答弁は結構でございます。

次に、収集の分別についてお尋ねをさせていただきます。

現在の分別でございますけれども、先ほど、分け方、出し方の中にも書いておりますけれども、燃えるごみ、不燃ごみ、燃えないごみ、それから新聞、雑誌、缶、瓶、ペットボトル、スチロール、白トレイ、それから段ボールと。7分類でございます。それプラスご要望に応じて粗大ごみと。こういう分類で収集をされておるということでございます。

燃えるごみ以外は、ほとんどが資源としてリサイクルのできるごみであるというふうに思います。リサイクル法による分類については、この分類と若干違います。リサイクル法では、紙、プラスチック、スチール、鉄ですかね、スチール缶ですね。それからペットボトル、アルミ。こういう言葉といたしますか、分類の方法で、容器にもその表示、プラとかPETとかそういう暗号で表示をされておりますけれども、収集をされておる分類とこのリサイクル法の分類とが若干違います。現状、それで問題がなかったらいいんですけども、この分類で十分なのか、今後新しく見直される、検討されておるのか、その辺のところをお尋ねさせていただきます。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 現在の分別なんですけども、議員おっしゃるとおり、當麻地域と新庄地域、一部収集品目、また収集頻度の違うところがございます。當麻地域では、新庄地域で収集していない古布、それからスチロール、白色トレイを當麻地域では収集しております。新しいクリーンセンター稼働時には、全域で統一する予定でございます。古布と紙ごみの、雑紙ですね、その分別を更に推進いたしまして、それから、スチロール、白色トレイは容器包装リサイクルプラスチックに品目を拡大すべく、現在、一般廃棄物処理基本計画作成検討委員会で協議いたしております、今後、新クリーンセンター稼働時に統一する予定でございます。

下村議長 増田君。

増田議員 資源として再生できる一番、事前に分類されるということが効率よく資源化できるかなと思いますので、よろしくご検討のほどもお願い申し上げたいと思います。

次に、集団回収について、お尋ねをさせていただきます。

先ほどの分別収集につきましては、市がごみのリサイクル化を進めるために取り組まれておるといふものでございますけれども、この収集にかかるコストでございます。資料をちょっといろいろ見させていただきました。名古屋市の資料をご紹介します。

収集運搬にかかるコストということで、記述をしております、瓶ではキログラム当たり65円のコストが収集にかかっているという報告でございます。缶124円、ペットボトル92円、こういう状況でございます。資源としてリサイクルするわけでございますけれども、資源としての価値と比較した場合、コストが、資源価値よりも大きく上回っていると、コストが。要するに、市は、リサイクルすればするほど費用がかかると。こういう問題提起の報告でございます。コストがかかっても、ごみの収集処理はしなければならないんですけども。市としては、リサイクルすればするほど費用がかかるという報告ございました。

本市において取り組まれておる地域単位の集団回収でございます。要するに、市の回収コストが高くつくなら、地域でやっていただいて、集団への助成をすると、こういう目的であるかなというふうに思うんですけども。

地域単位の集団回収については、ご存じのとおり、市の助成はキロ5円というふうに伺っております。資源を回収していただく業者さんの売却を足しますと、売却価格、品目によって牛乳パックが一番高くって、段ボール、それから新聞紙、雑誌と、そういう価格になるというふうに伺っておりますけれども、12円から14円ぐらいですね。足すと、5円と足したらそのぐらい。各団体の運営資金に充てられておるということを伺っております。

私も、地元の集落におきましての紹介ですけれども、ここは寿会がその活動をされております。寿会といいましても、私も寿会のメンバーでございますので、非常に元気な寿会の方々が3カ月に1回、約2トンぐらいの回収をされております。2トンでございますけれども、戸数はご存じのとおり70戸。70軒で大体2トンぐらいの回収を行っています。意識の差でございますけれども、市がやっておられるところに出すよりもこちらの方が地元還元にもなるし、市の負担も軽くなるしと、こういう深いご理解のもとかと思っておりますけれども、2トンぐらいの回収を行っています。

私もメンバーとして回収のお手伝いをさせていただいております。寿会の会員にとっては、貴重な財源というふうにも伺っております。

このような活動は、どこの地域においても比較的取り組みやすいものかなというふうにも思います。このことが、市の財政負担を軽減することにもつながるもので、より多くの地域で取り組んでいただくべきかなというふうに思います。この辺の取り組みの状況、周知等についてお尋ねをさせていただきます。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 資源ごみの集団回収でございます。

回収につきましては、子ども会や婦人会、また寿連合会など53団体が回収活動を行っています。新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古布の回収に対しまして、1キログラム5円の助成を行っております、平成26年度では833トンの回収をさせていただいております。

以上です。

下村議長 増田君。

増田議員 今、状況についてのご回答でございました。

さらに、市の状況も含めて、拡大に向けてのご指導と申しますか、計画書の中での目標値も高く設定というんですか、していただいて、収集運搬の負担軽減につなげていただけたらなというふうに思います。

先ほど、名古屋市の状況でございますけれども、私、缶124円、瓶65円、ペットボトル92円と聞きましたけれども、葛城市でのこの辺の、品目別のコストというのはわかりますかね。通告してございませんでしたので、申しわけございません。いきなり聞いて。恐らく、同じようなコストがかかっておるといふふうにも思いますので、その辺のことも十分、市民の方にご理解をいただいて、そんなに負担かかっているなら、みずからやって、財源確保にもなるしというふうに理解をしていただけたらなと思います。

次に、粗大ごみについて、お尋ねをさせていただきます。不用になった家具や電化製品などを使用ができる、できないにかかわらず粗大ごみとして廃棄をされております。ある地域に行きますと、この粗大ごみの、出しておられる家に、市の担当者ではない方が回収してそれを再利用されるというふうな事件と申しますか、問題と申しますか、いいことか悪いことかわからないですけど、そういうふうな、評価をして持ち去られているというふうなことも聞いてございます。

要するに、人によって、これが不用であるか有用であるかということは判断基準がいろいろまちまちですので、人によれば、場合によっては、不用品がまた再利用できるというふうなこともあるのかなと。要するに、ごみにしない、減量化につながる1つの方法であるのかなと思います。

フリーマーケット等で売却されておるといふふうな事例も聞いております。さらに、最近、葛城市では見受けられないんですけども、リサイクルショップ、こういうお店も非常に繁盛しておると、こういうふうなことも聞いております。

この方法は、先ほど言いましたように、ごみの排出者にとっては、市民にとっては、売却による収益というふうなことにもつながります。また、ある地域に行きますと、市民団体などが主催するフリーマーケット、路上フリーマーケットと申しますか、そういうふうなところで売り買いをされておるといふふうな催しも聞いておりますけれども。市がこういう場所の提供であったり、PRの支援をして成果を上げておられる例もあるというふうに伺っております。

葛城市では、以前にあったような気がするんですけども、最近、見受けられないんですけども、このような取り組みについてどのようにお考えされておられるのか、お伺いをさせていただきます。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 粗大ごみの再利用の件でございます。

ごみをできるだけ出さない循環型社会の施策といたしまして、3Rの1つ、リユース、再使用の推進でございます。家庭で必要でなくなったものを他人に再利用してもらおう。また、

不用品を繰り返し大事に使用することでございます。

市内や近隣でも不用品を買い取ってくれるリサイクルショップ等もございます。また、不用品のバザー等も市内で開催しております。市民団体などがフリーマーケット等の、開催されるときは、市も十分協力を惜しまない体制で臨む所存でございます。

以上です。

下村議長 増田君。

増田議員 市民団体の方がやっておられても、不審に思ってというのは失礼ですけども、気軽に参加しにくいと。そういったところで、市も応援していただいて、皆さん方、ご参加してあげてくださいというふうな応援も、非常に効果的かなというふうに思いますので、先ほどご答弁いただきましたような、協力は惜しまないという所存というふうに伺いましたので、よろしく、こういうところにも応援をしていただけたらというふうにも思います。

それでは、最後になりますけれども、ごみの減量化の、家庭ごみの有料化についてお尋ねをさせていただきます。

現在、葛城市におきましては、無料でごみの回収を行っていただいております。しかしながら、多くの自治体が、減量化対策ということで有料化に取り組みられております。そのほとんどの手法が指定の袋を市民の方に購入していただいて、その袋代に、市の収入となる金額を上乗せするという方法でございます。

先日の氷見市の視察においても、このような方法であるという説明をお聞きしました。効果につきましては、実施初年度で12%の減量効果があったというふうに伺いました。市民の評価は、というふうなことでお尋ねをしますと、1年間でしたか、地域別に事前説明を丁寧に行いましたと。非常に意識をして市民の方に丁寧にした結果、大きな反対もなかったというふうなご報告をお聞きしました。

ただ、私が説明を聞いて感じたところでございます。45リットルのごみ袋を10枚300円で購入をしていただくと。ホームセンター等で売っていただくということでございます。市民にとっては、45リットルで10枚ですので、1つ当たり、45リットル30円の有料化になるということでございます。流通経費等がかさみまして、市が上乗せして収益として還元できる金額は45リットル、1袋当たり1円程度というふうに伺いました。お聞きしたところでは市の財源負担の軽減ということにはほとんどつながっていないという実態でございました。

ただ、市民の方から見ると、市民の減量化に向けた意識の向上にはつながっていると。有料化になったので減らそうと、こういうふうな気持ちにはなったということでございます。

さらに、近隣の市の指定袋についても、調べるといふか、ホームセンターで、実は、買ってまいりました。これは、近隣のある市の45リットルのごみ袋です。結構しっかりした0.04ミリのしっかりした袋でございます。これ、10枚買いました。450円の出費でございます。ちなみに、一方、一般袋、厚みは0.03でしたか、ちょっと薄いんですけども、これは138円でございます。ほかの店も見たんですけども、大体そのぐらいの金額。薄くなるのもっと安いんですけども。

要するに、この近隣の市では、一般袋と比較すると、その差は30円ぐらい。これが市民の

負担増になると。こういう有料化でございます。

このことをよくよく考えますと、有料化によるごみの減量化対策にはなるんですけれども、私は、有料化に頼る減量対策ではなしに、今お尋ねしたようなあらゆる方法を駆使して、できることなら無料化のままでごみの減量化に取り組んでいただけたらなど。

それには、市民、行政一体となって取り組むべき問題であるというふうにも思います。今後の家庭ごみの有料化についてのお考えをお尋ねさせていただきます。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 家庭ごみのごみ袋有料化のお尋ねでございます。

昨今、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会を見直しまして、廃棄物の発生抑制、それから再使用、再利用の取り組みを通じまして循環型社会の構築を推進しております。特に、再利用、リサイクルは資源有効利用促進法のほか、容器包装リサイクル法、また、家電リサイクル法、食品リサイクル法などさまざまなリサイクル法が制定され、取り組みが進んでおります。

しかし、リサイクルは有効な取り組みではございますけれども、リサイクル製品に加工する過程で環境負荷が生じるという問題もあります。リサイクルと比べますと、発生抑制対策は環境負荷の小さいことからごみの減量化では重要で効果的な取り組みと言えます。

対策の課題といたしましては、ごみの減量化に市民1人1人のライフスタイルの見直しや、事業者による環境負荷の小さい製品づくりや過剰包装の自粛等のほか、ごみ袋の有料化が挙げられております。

ごみ袋の有料化は、近年多くの自治体で導入または導入の検討がされております。奈良県内では12市のうち、有料化されておりますのが7市でございます。無料は、本市を含めまして5市でございます。ごみの有料化を導入することにより、住民に対して意識改革、またはごみの排出抑制効果が期待できると思われまます。

しかしながら、葛城市の一般廃棄物処理基本計画にのっとり行ってきたごみの減量化を再度検証し、生ごみの減量化や水切り対策、買い物袋持参運動、また、新たに容器包装プラスチック製品の分別収集などの取り組みを、市民、事業者とともに、さらなるごみの発生抑制対策を進めることによりまして、ごみの減量化を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

下村議長 増田君。

増田議員 市長の方からもご答弁をお願いします。

下村議長 山下市長。

山下市長 増田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

先ほど、部長の方から答弁をいたしましたように、私も驚いたんですけれども、水分の含有量、これを1割減らすだけで360トンものごみの減量化が行えるということですから、これは、もっとみんなで水切りを進めることでかなりのごみの減量化ができるんだろうと思っています。

おひさま堆肥や家庭の生ごみ処理機。これはこれですずっと推進するとともに、分別収集と、

何が一番大事かという、啓発が一番大事やということです。あらゆるチャンネルを通じて、市民の皆さん方にこうやっていきたいと思います、何でごみの減量化をやらなあかんねんという、やっぱりごみの有料化を何ともしたくないからやということで、きょうもいろいろと村の役員さんとか来ていただいていますけども、そういうところも通じながらとか、また、子どものときから、幼稚園、保育所、小学校、そういうときからごみを出さない運動というものを教育としてできるように、教育委員会ともしっかりと協力をしながら、全市的にごみの減量化運動に取り組んでいけるように、努力をすること。合言葉とちょっとした活動1つでゴミ袋を無料にし続けられるごみの減量化社会を推進していけるように、これからも努力をしてみたい。また、いろいろとご意見等お伺いをしながら、より一層推進できる体制づくりのために、ご助力をいただけますようお願い申し上げます。

下村議長 増田君。

増田議員 できることなら、このまま無料化でという市長のご答弁がございましたように、意識をしっかりと市民の方に持っていただくことで、無駄な住民の負担も軽くなってくるかな、また、市の負担も軽くなってくるかなというふうにも思いますので、よろしく周知、PR、ご指導のほどをお願い申し上げたいと思います。

私の、ごみの減量化についての質問は以上でございます。

現在、新庄、當麻、ごみの収集については、若干の違いもございます。新しいクリーンセンター稼働を平成29年に控えております。この施設が、安全で安定的に、長期にわたって運営できるように、減量化もあわせて十分なお準備、お願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

下村議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

赤井副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま議長の許可を得まして、これより一般質問させていただきます。

今回の質問は、耕作放棄地問題についてお伺いいたします。

なお、これよりは質問席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

赤井副議長 吉村君。

吉村議員 それでは、質問に入らせていただきます。

これから私が質問させていただきます耕作放棄地問題は、葛城市に限ったことではなく、今の日本の農業が直面している最大の問題とも言われています。現に、この20年間、耕作放棄地は増加し、土地持ちの非農家、自給的農家の耕作放棄地は特に増加傾向にあるとされています。今後も、地主の高齢化また後継者の子どもさんが仕事等で親元を離れて暮らし、農

地の管理ができない。また同居をしても耕作の意思がないなど、このままでは急速な高齢化とともにますます増加の一途をたどることになると予測されます。このように放棄地の増加イコール農業の衰退は、食料自給率が低下するなど日本の食の衰退にもつながる大きな問題です。

では、原点に帰って、この耕作放棄地の何が問題なのか。耕作放棄地が与える影響ですけれども、これは耕作放棄することによって雑草の温床、病虫害の温床、景観の悪化、また、動物がここに住みつく、ごみの不法投棄等。こういったことを考えますと、地主だけの問題ではなく、地域全体の問題と言えます。

また、耕作を放棄することにより、いざ何かを植えようとしてもすぐに農地として使えないなど、こういったさまざまな影響を与えます。全国の平均10.6%とされる耕作放棄地ですけれども、葛城市の現状についてまずお伺いしておきたいと思います。

赤井副議長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 産業観光部の下村でございます。吉村議員の質問にお答えいたします。

耕作放棄地の現状についてでございますが、耕作放棄地は遊休農地に含まれておりまして、遊休農地とは農地法におきまして、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地とされておりまして、また、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比べ、著しく劣っている農地と定義されておりまして、このような農地は農地法上、遊休農地ということになりますので、遊休農地の現状について説明をさせていただきます。

現在、葛城市内には、976ヘクタールの農地がありますが、平成26年度調査において、遊休農地は9.9ヘクタールありまして、平成24年度において遊休農地は11.4ヘクタールありました。比較いたしますと、遊休農地は1.5ヘクタール減少しています。この減少している要因につきましては、草刈り等日々の維持管理が大変な山間部遊休農地が多い現状であります。近年、山麓地域で組織されました葛城山麓地域協議会の方々が地域の特産物をつくろうと、地域の皆さんで桑やキクイモ、薬草などを作付し、遊休農地を解消していただいているのが大きな要因と考えております。

以上でございます。

赤井副議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。山間部における桑、キクイモ、それから薬草の作付をされているということで、頑張っているというのは知っておりますけれども、市として、今後、こういった放棄地の活用について、どのように考えておられるのかもお聞きしておきたいと思います。

赤井副議長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 今後の活用についてでございます。

近年、増加し続ける営農されていない農地としての自己保全管理農地や遊休農地の今後の活用の方といたしましては、担い手としての農業者が減少し続ける中、農業に魅力を持って新たに担い手農家として頑張ってもらえる人を育てようと、平成27年度において、大和か

つらぎ就農塾を開講し、J Aや奈良県と連携を結び、新たな担い手を育てていることであります。

この方々に、今後、ふえ続ける自己保全管理農地や遊休農地で営農をしていただくことが遊休農地を減少させる1つの方策であり、また、地域にとっても、この方々が単に農産物をつくるだけでなく、地域に溶け込み、地域を活性化する役割を果たしていただけるものと考えております。

その上、この農地で収穫した農産物を平成28年度オープン予定であります新道の駅で販売してもらうことにより、より消費者の方々を身近に感じていただき、自分の手でつくったものを売れる喜びを感じてもらうことができるものであり、消費者にとっても、安全、安心な地元産品の農産物を味わっていただくものであり、ひいては地域の活性化につながるものと考えております。

また、今後、高齢化等も進む中、農業離れが増大していくことも考えられまして、自己保全管理農地や遊休農地が今以上にふえていくと思われまます。今後の農地の活用のことを見据え、去る8月27日において、近畿農政局並びに奈良県の農林部局、そして、なら担い手サポートセンターの方々を講師として迎え、本市の各地区支部長や農業委員会委員、また、農業生産代表の方々や農家の方々を対象に、葛城市の今後の農地のあり方についての勉強会を開催したところであります。

現在、農地の賃貸借のやり方として、国の施策である農地中間管理事業に基づく方法や農地法や農業基盤促進法に基づく方法がありますが、その各方法について勉強していただき、知識をよく持ち帰っていただき、普及していただくのであります。今後、農業の基盤である農地を持続して、活用していただく方法を農業者だけでなく、行政もJ Aもお互いに連携を結びながら、企業参入も視野に入れて考えていくものであります。

以上でございます。

赤井副議長 吉村君。

吉村議員 詳しくありがとうございます。

今お答えの大和かつらぎの就農塾、これには3名の応募があったと聞いています。定年を迎えられた方2名と、30代の方1名ということで、この3名の方をきっかけとして、今後、農業に参入される方がふえることを期待したいところですが、先般行われた勉強会、今おっしゃっていた勉強会でも話されたとされます中間管理事業に基づく方法ということですが、一昨日の委員長の研修報告にもありましたとおり、この7月に総務建設常任委員会の研修で、富山県の射水市に視察に行かせていただきましたけれども、そこでは、中間管理事業として、一反約1万2,000円、利用移権設定の8,440筆、847ヘクタールを対象に実績を積んでおられましたけれども、葛城市の中間管理事業についてはどれくらいの方々が利用されておられるのかをお答えいただきたいと思っております。

赤井副議長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 まず、農地中間管理事業につきましてご説明させていただきます。

農地中間管理事業につきましては、平成26年度から始まった事業でございます、農業の

生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手の農地集積、集約化を加速し、生産コストを削減していくことが必要となっております。このため、この事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を設立し、この機構により担い手の農地集積と集約化を支援するものであります。これにより、農業の競争力強化のため不可欠な農業構造の改革と生産性コストの削減を実現します。農地中間管理機構は、県知事より機構の設定の指定を受けた大手機関で、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターが指定されております。

事業内容につきましては、農用地等を貸したい方から農地中間管理機構が農用地等を借り受け、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を図る担い手の貸し付け、農用地等の集約、集積を進める事業でございます。

現在、葛城市におきましては、農地中間管理機構におきましては、平成26年度に始まっておりますが、預けた農地が誰に貸されるかわからないというような状況もありまして、現在、葛城市の方はいらっしゃらない状況でございます。

以上でございます。

赤井副議長 吉村君。

吉村議員 今のところ、登録はゼロということですが、その理由が、誰に貸されるかわからない、それだけの理由ではないというふうに思うんですけれども。

先般、JAの冊子で「まほろば」というのがあるんですけれども、その中に、この案内が入っていたんですけど。大切な農地をお貸くださいという案内で、まさに、この中間管理機構のことをこういうふうに入れてありました。

これは、今おっしゃったように、大切なもの、なら担い手農地サポートセンターで理事長を荒井知事がなさっているわけですが、これによって中間管理機構で、これは、借り受けのルールや集積率にもよりますけれども、うまくいけば中間管理機構に農地を貸した地域、農家に、市町村を通じて国から機構集積協力金が交付されるということですが、こういったことは皆さんまだご存じないと思うんですね。このPRもするべきだと思いますし、先ほど言われた勉強会でもこのサポートセンターの方が来られたということは、やっぱりこれをお話しされているというふうに思うんです。

そうしますと、これは、地域農業の方、それから農業委員、支部長なんかが集まって、こういう講義をされて勉強会をされているということは、市も推奨しているというふうにとられると思いますし、多分こういった問い合わせもあると思うんですけれども、その問い合わせのときには、これは県がしていますから、県へ行ってくださいというふうにされるんでしょうか。市が受けていただけのんですか。

赤井副議長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 農地中間管理事業につきましては、農地を貸したい方が直接管理事業の方に申し込まれるということになっておりまして、市を経由するような形にはなっておられないわけなんですけれども、先ほども申しましたように、現在、貸し手の方がいらっしゃらない状況なんですけれども、これにつきましては、誰に貸されるかわからないというようなことで、まず、なかなか、顔も見えない相手に貸すのは難しいというような意見もありますので、先ほども

申しましたように、今後、勉強会等をやりまして、葛城市でどういうやり方が一番あるかとかいろいろ勉強させていただきまして、今後のどういうふうにやっていくか、また農地の貸し借りはどういうふうにやるかということの方向性をまた見ていきたいと思っております。

以上でございます。

赤井副議長 吉村君。

吉村議員 県の事業だから県に申し込んでくださいということもわかるんですけども、こういったことはやっぱり市が窓口となって、市があっせんしてあげるということも1つ大事じゃないかなというふうに思います。

農地の借り手の顔が見えないということでしたら、またそれに合うような施策も市としてやってもいいと思いますけど。ただ、これは、国からの100%助成金が出ますので、だから、それはもっと進めていくべきだというふうに思うんですけども。こういった問題の大きさですね、放棄地の問題の大きさは個人個人ではなくて、地域全体で認識していただくことも重要だというふうに思います。

京都府立大学の桂准教授は、農地はかけがえのない集落の地域資源であると。地域資源は単に地域にあるということではなくて、活性化のために地域で活用できる潜在的資源であるというふうに言われています。農地1筆1筆の利用については、地域住民全体が関心を持っていることが大事で、地域全体で共有することだということを言っておられて、勝手に許されるとどんどん勝手にあびこってしまいます、というふうにも言われています。

このように、耕作放棄地は、集落全体の問題だということを共通認識する取り組みとして、まず、マップづくりをしてはというふうに推奨されています。これは、どういうことかといいますと、例えば、耕作者が70歳、65歳以上の農家の方、農地であるのは、この農地はどこだとか、70歳以上の農地、75歳以上の農地というように、耕作者の年齢によって、農地を色分けしてマップに落とししていくと。それを、集落全体で見て、事態が自分のことだけではなくて、集落全体の大きな問題だという認識をしてもらうというのも、1つではないかというふうにも提言されています。

私もこれはいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういった年齢別の担い手マップづくりというのを始めたらいいと思うんですけど、もう既に市で取り組んでおられたらいいんですけども、それはどういうふうに行われているんでしょうか。なさっているのかどうか。

赤井副議長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 ただいまの担い手のマップについてでございます。

農業従事者の高齢化や米価の下落など、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなってきました。このような状況の中で、やる気と能力のある農業者を育成、確保していくことは農業の持続的な発展のため、極めて重要と考えております。

また、このような農業者を市や関係機関だけでなく、集落などで地域ぐるみで応援することで地域産業の荒廃を防ぐ効果も期待されます。

このようなことから、それぞれの地域に担い手となる農業者がどれだけおられるのか知るためのマップの作成など、先進市の事例や有用性など今後、いろいろと勉強してまいりたいと考えております。

以上でございます。

赤井副議長 吉村君。

吉村議員 ぜひ、これは取り組んでいただきたいと思います。

それと、先月、これ、8月29日の奈良新聞に、耕作放棄地の再生模索ということで、大きくこのように記事として取り上げられていたんですけれども。これは、どういったことかと言いますと、1つは、農地マネジメントの推進で、耕作放棄地を含む周辺に企業立地を推進する特定の工業ゾーンを設定し、放棄地の工業地への転用を許すと。代わりに市町村域を超えた別の県内地域に転用分の農地面積を確保し、新たな農業地として特定農業振興ゾーンをつくる。特定農業振興ゾーンは、県が保有し、県主導で農業生産を実施するという内容でした。

もう一つは、耕作放棄地の公有化と耕作意欲者への譲渡促進。特定農業振興ゾーン内の放棄地保有者から県に譲渡してもらって、耕作意欲者に譲渡してもらえるように促すと。県に譲渡された分については、県が新規農業者に貸し出すと。そういった内容でしたけれども、これを受けて、市としてはどのように対応されるのか、お伺いしておきたいと思います。

赤井副議長 山下市長。

山下市長 私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

この奈良新聞に掲載をされたことにつきまして、うちの担当から県の方に問い合わせをいたしましたら、記事については県は一切承知をしていないということでございますので、県がわからないということにつきまして、自分たちも知らないところでその記事が出たということで、県の見解ではないというお話でございました。

先ほどから、うちの部長も答弁をしておりますけれども、ただ、葛城市の農地の考え方が誤解をされてはいけないと思いましたので、私、手を挙げて答弁をさせていただいております。

先だって8月27日に、JAならを舞台に、たしか80人ほど集まっていたかまして、市内の農業者団体の代表の方々や支部長とか農業委員の皆さん方に集まっていただいて、個人を対象にしたわけではないですけれども、中間管理機構というものが去年から始まっているけれども、中身についてはほとんどわかっていないということが1つと、葛城市の農地をどのように保全をしていくべきなのかということを考えるきっかけにしたいということと、JAの方と相談をさせていただいて、勉強会をしたいと申し上げたところ、近畿農政局もそれだったら協力したいということと、県の方も、ぜひ力をかしたいということで、農林部長も次長も来ていただきましたし、サポートセンターの方からも出席をして説明をしていただいたところでございます。

中間管理機構のことに関しましては、なかなか制度が、全国的にも浸透していないし、葛城市ではゼロやと。途中で、私も、司会者になりかわっていろいろと入ってそのメリット、

デメリットであるとか、何が得をするんだと、農業者に対して何が得なんだとかというような話を、質問者になりかわって聞き出しながら、参加者に、その中間管理機構の意図がわかるようにいろいろとさせていただいて、増田議員も出席をしていただいていたので、その問題点とかそういうのを指摘いただきながら、できるだけ、座学でございましたけれども、中間管理機構というところのメリット、デメリットがわかるような方法で、2時間ほどの勉強会でございましたけれども、させていただきました。

ある事例ですけれども、奈良県のある地域では、皆さんでつくっている集落営農で30ヘクタールを、これを中間管理機構の方に、まだできてないんですけど、出されると。これを自分たちでまた、受けられると。集落営農で、中間管理機構にこの農地を差し出した上で、自分たちがまた手を挙げて、この30ヘクタールの農地を使わせてほしい。これができるんだと。それがうまくいった場合は、最大1,000万円ぐらいが、その地域に還元される。ただし、これは条件がありまして、その集落営農が法人化していることという大きな条件がついているわけですね。ここのハードルが非常に高いということですけども。

それと、あと、認定者ですね、農業の担い手の認定農業者にならないと、このいろいろな利益が受けられなかったりとか、あと、地域の中で、計画をつくらないと、いろいろな、国や県、そしてJAが、農業信用基金等が出しているL資金とかスーパーL資金とかが受けられないことがあるんだと。最近では、今までは個人で申請をして受けていたものが、認定農業にならないとか、また、地域の中でその計画を策定しないとサービスが受けられないとか、資金の提供が受けられないというサービスに変わってきているんですね。切りかわってきていると。それを、農家の方々が認識されてないところがほとんどですので、こういうことをきっかけにして、自分たちが5年後、10年後、また子どもの世代においても農地をどうしていくんやということを考えられるきっかけをやっぱりつくっていかなあかんということで、勉強会を開きました。

それとともに、葛城市として考えているのは、中間管理機構というのは余りにも遠い存在で、県で1つですから、あり過ぎますので、事務は市町村に委託をするという形になっていきますけれども、委託はうちの農林課にされています。しかし、委託をしますよと言われてるだけで、事務費であるとか人件費とか何も計上はされていない。ただ、おたく、任せますと言われてるだけなんで、それにかわる事務費であるとか、予算が何一つ我々のところには来ていない。それをどうこう言うわけではございませんけれども。

中間管理機構ということも大事ですけども、JAならけんさんと例えば葛城市で1つになって、農地を葛城市内の農地を貸したいとか、また、自分のところの空き家を貸したいとか思われる方の取りまとめをできるようなものをつくれないうらうかと。これは案ですけども、公社のようなものがないらうかと。今、奈良県内では明日香でできておりますけれども、そのようなものをつかって、農地については、中間管理機構にそのままスルーをしていくと。空き家についてはIターン、Uターンという人たちに空き家を貸していくようなことができないか、また、そこで、農業にたけておられる方々も葛城市内にはたくさんいらっしゃるりますので、マイスター制度というのか、徒弟制度のようなものをとって、3年間

は、補助金がある3年間とか5年間は、先輩農業者の下でいろいろとお話を聞きながらとか相談しながら農業に従事できるような体制がつかれないかという、そのきっかけの1つとして今回勉強会を開きました。

1回目であるということと、それと、農地の賃貸借とかのあり方としては、中間管理機構だけではなく、農地法に基づくものであるとか、農業基盤促進法に基づくものであるとか、さまざまな、3つほどの法律に基づいての農地の貸し借りの方法があつて、葛城市の場合は、その農地法に基づくものや、農業基盤促進法に基づく農地の貸し借りというのが、結構盛んに行われております、現在。何ぼやとって、今、答えられませんが、後でまた、調べてお答えすることもできますけれども、そのやりとりが、わりと盛んになっておりますので、その方々が、これから自分たちの代から代替わりをするときに何が一番得なのかということ考えた上で、農地の貸し借りをどういう形でやっていったらいいのかということをお勉強してもらおう。そのきっかけをつくっていききたいというふうに思っています。

今、吉村議員から教えていただきました。地図に、ここは何歳がやっているということも1つの策として、手段としておもしろいなとも思いますので、また、いろいろと勉強させていただきながら、要は、葛城市の農地をどうやって守っていけるんかとか、誰が守っていけるんだということと一緒に考えていく方法を求めていききたいというふうに思っております。

赤井副議長 吉村君。

吉村議員 新聞の記事については、これが現実になったら、一歩も二歩も解消には役立つなと思って質問させていただきました。

農地としては、今現在、農地にかかる費用としては、大和平野土地改良区に対する費用とか固定資産税、それから村の共益費等考えますと、1反に大体1万円かかる。1町でも所有していたら、年10万円負担になるのね。そうすると、高齢者、年金暮らしの高齢者には、年10万円はかなり大きな負担になるので、そしたら、こういったものを使うのもいいんじゃないかなど。ただ、これはJAの組合員さん全員に配られていますので、だから、こういうことは、これを見たら、いい制度があるなとって、必ず問い合わせもあると思うんです。今、市は、勉強しているということですが、それはみんな、農地を持つ農家の方にはまだそこまで行き渡っていないので、これに対応することもやっぱり、市としては考えておかないと。先ほども言いましたけれども、県がやっていますからと県に一任するのではなくて、やっぱり窓口として、メリット、デメリットも、それはやっぱり言ってあげるべきだなというふうに私は思いますけれども。

これ、JAの冊子に入っていたわけですよ。全部に。だから、そういう問い合わせもあるでしょうという感じです。

それと、農地の、集落における水路とか、道路の維持とか環境ですね。農地の周りの環境対策ということはどうなっているのか。それもちよっとお聞かせいただきたいと思います。

赤井副議長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 集落におきます水路、農道等の維持管理についてでございます。

現在、市内の17地区におきまして、日本型直接支払制度多面的機能支払事業に取り組んで

いただいております。水路、農道、ため池、農用地など農村資源の維持補修や景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図っていただいております。

また、水路、農道等の軽易な補修更新を図っていただいております。施設の長寿命化も行っております。

以上でございます。

赤井副議長 吉村君。

吉村議員 いわゆる多面的機能で進めていただいているということですが、こういった環境整備をして、さっきの機構は機構として、企業の参入も考えていくべきではないかなというのも思っています。

先般、岐阜県の高山市で建設業から農業に参入された企業2社を視察に行かせていただきましたけれども、1件目の方は水稲そしてトマトを初めとする野菜の栽培をされておりました。そこで収穫されたお米や野菜を使ってのレストランも経営されていた。

もう1件の方は、東南アジアでよく栽培されているドラゴンフルーツですね、ドラゴンフルーツやアセロラを栽培されておりましたけれども、これは、奥飛騨の温泉も利用されて栽培されておりましたけれども、いずれも収穫した野菜や果物そのものを販売するだけではなくて、トマトジュースやドラゴンフルーツのジャムやゼリーといった六次産業化もされて収益を上げておられました。

建設業から農業へ行かれたというのは、民主党政権のときに、コンクリートから人へということで、一時期、建設業の業績が下向きになったときに、農業に参入されたというのはニュースでよく聞きましたけれども、今は、その建設業だけではなくて、いろんな種類の企業の方が農業に興味を持ってもらえるのも事実です。

ただ、こういった企業が求めておられるのは、荒れていない広い農地です。耕作に1年も2年もかけていられない。すぐに利益の上がる農地がほしいということですので、2年以上放棄した農地になるとなかなか作物が収穫できない。作物が収穫できる農地には戻りにくいというふう聞いていますので、そういった意味においても、早く対策を講じるべきですし、放棄地になる前に中間管理機構のような、農地を委ねられる組織ですね。今おっしゃっていた、公社みたいなものとおっしゃっていましたが、そういったものがなくなるといふふうに思います。

ほかにも、この耕作放棄地がふえる原因として、企業の参入とか、それは市長は考えておられないんですね、まだ今のところは。こういったことも視野に入れて、これから検討していただきたいというふうに思いますけれども。

ほかにも、耕作放棄地がふえる原因としては、相続の、登記のされていない土地がある。これはちょっと解決しがたい問題だといふふうに思いますけれども。それと、お米だけでは食べていけないと言われて久しいわけですが、利益の上がない農業というのが原因、要因の1つだといふふうに思います。

今後は、先ほどから言っていますように、農地を安心して委ねられる組織づくりと、とも

に、それから今、脇田の方で、白イチゴを若い担い手が栽培されていますけれども、地域の特産品づくりという意味、それから利益の上がる農業という意味において、例えばブドウとかかんきつ類の栽培、作付を推奨されてはいかがかなというふうに思います。こういったものには、地域の形状とか気候とか影響しますから、葛城市には何が一番適しているのか、これはもうこれから勉強すべきだというふうに思いますけれども、そういったものも考えていてはいかがかなというふうに思います。

いずれにしましても、葛城市の農業の未来が明るいものであるように、これからも検討していただきたい。今、検討していただいている、勉強していただいている最中だというふうに思いますので、先ほどの、これに代わるものを考えていただくということですので、これはぜひお願いしておきたいと思います。

赤井副議長 山下市長。

山下市長 吉村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まさに、ご炯眼。やはり、もうかる農業というものを考えていかなければならないということですが、ここ最近、私が感動したお話をちょっとさせていただきたいなと思ってますけれども。最近、私は、体重を減らすためもありまして、自転車で家から市役所に通ったりもしています。その中で、あるところで、ビニールハウスをつくっておられました。どうしたんですかと言ったら、イチゴつくろうと思っていると。結構な額を投入して、それは銀行からお金を借りてですけども、売れるイチゴをつくっていきたく。「市長、どのぐらいで道の駅ができるのか」と言われるから、「来年の9月ぐらいですよ」と言ったら、「じゃ、間に合うように頑張ります」というふうにおっしゃってましたし、また、脇田の方の白イチゴの方々も、「市長、今年からじゃなかったんですか。来年からだちょっと計画が狂うから、もうちょっと頑張りますわ」とかっておっしゃっていたんですけど。やっぱり自分たちのつくった最高のものを高く買ってもらえる場所を提供していくことというのが、すごく大事やなど。

自分の知っている範囲で高く買ってもらえるようなところをご紹介したりとかということも、これから市長トップセールスで、葛城市内のすばらしい農産物を大阪や東京、いろんなところで高く買ってもらえる場所を一緒に探していくということもやっていかなきゃならないし、また、皆さんがふだん出していけるような場所、今度、道の駅をつくらせていただきますけども、早く整備をして、みんながそこに向かって、目標で頑張っていけるような場所づくりというものをやっていきたくなというふうに思っております。

本当に、農業を取り巻く状況というのは、大変は大変やと思いますけれども、でも、ここでしっかりと地に足をつけて、農地の問題をどうしていく、担い手の問題をどうしていく、そういうことを考えて、いろんな外部からの意見、民間からの意見も入れていただきながら、そういう状況の中で、民間からやりたいというところも出てくるかもしれませんし、そういうお話も、問い合わせはいろいろと来ておりますけれども、しっかりと葛城市に根づくもの、そういうものを頑張っていきたいというふうに思っております。

赤井副議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。

企業が広い農地という感じですがけれども、点在していても、地域とそれから行政が協力すれば、企業に向くような集積もできると思いますので、ぜひ、もうかる農地、農業ということで頑張っていたきたいと思います。

これで質問を終わります。

赤井副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

藤井本議員 ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

内容につきましては、3点について質問いたします。1問目は、9月1日から市民の期待に応じて稼働しております新給食センターの災害時の機能についてということと、2番目は、街頭等の防犯カメラの必要性ということについてお尋ねをいたします。3番目は、毎年1回はこのことについて、その経過等も確認させていただいております小中学校の普通教室エアコン設置についてということの、以上3点でございます。

丁寧なご答弁を期待しているわけですが、時間的な協力もあわせてお願いをします。

質問は質問席より行います。よろしく申し上げます。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、私の1問目です。今、9月1日から、本当に市民の期待に応えまして稼働を始めました新給食センター。これについての、いわゆる給食センターそのもの、学校給食そのものの機能ではなくて、このセンター、この施設の災害時の機能についてお尋ねをするものでございます。

建設に至るまで、計画段階の中で、また、私たちもいろんな議論をしてまいりました。私は、この防災機能ということについて、東日本大震災が起こったときに、この学校給食センターが各地で避難者の食事供給にあたるというんですか、そういうところに役立ったというような結果から、文部科学省もそういうことを協力していくようにという通牒というんですか、通達というんですか、このようなことも各都道府県に出されている。このような観点から、何度となく、何回も言い続けてきたところでございます。

まず、今、完成を見たわけでございます。例えば、地震等自然災害発生時に避難者が出ましたといったときに、この施設が発揮する機能というものについて、まずお尋ねをさせていただきます。

赤井副議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。ただいまの藤井本議員の新給食センターにおきます防災機能等の関係についてでございます。

新給食センターの建設に当たりましては、限られた予算の中で、給食そのものに関する設備を最優先として考えまして、基本的に防災機能を持たせることはできませんでした。その中で、当施設の熱源に関するランニングコストを検討いたしました結果、ガスコージェネレーションシステムを導入しておりまして、このシステムは、電気の供給が止まった際に、ガ

スによる自家発電機能を持たせております。

また、ガス管につきましては、中圧管というものでガスの供給を受けるものとなっております。この中圧管は阪神・淡路大震災や東日本大震災クラスの大地震にも十分耐えうる構造となっているところでございます。

ガスコージェネレーションシステムによる自家発電で供給できる電力とガスを利用いたしますと、現在、ガス釜が1台ございますので、約500人分の炊き出しが可能であると考えているところでございます。

一方、新給食センターの調理、配送等の業務委託の仕様書におきましては、災害等の発生によりまして炊き出し等が必要となった場合は、調理業務を受託しておる受託者は本市と協力して行うこと、また、災害等によりまして食数の変更や配缶時間に変更がある場合は、本市の指示に従うこととなっておりますので、炊き出し等に伴う人員配置も可能であると考えておるところでございます。

以上でございます。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 今の答弁を聞いていますと、設備の面においては、予算の関係上、防災機能をそこにつけることはできなかつたと、こういうふうなお話であつたらうというふうに思います。ただし、自家発電、いわゆる熱源につきましては、学校給食という観点から、停電の際にも学校給食という機能が発揮できるようにということがつけられておりますので、これが災害時に発揮できるというお答えをいただきました。

また、給食センターは業務委託しておりますので、災害時の発生により、炊き出し等の必要となった場合は協定を結ぶと、そういう仕様書になっているという答弁でございました。

振り返ってみますと、それに対しての設備がされなかつたということでございますけども、私、この委員会の中で、本当に何度も何度も言ったはずなんです。委員会に出られた方は覚えていただいているだろうと思いますけども。

これをもう一度読み直してみたんですけども、そうしたら、昨年3月のときにも同じようなことを申し上げました。そこで、読み返してみますと、市長の答弁は、学校給食というのと防災という部分については、別に考えないといけないので、なかなか難しい面があるというお答えをいただいております。

そういうお答えだけで終わっていただければ、今のような質問はないわけなんですけども。しかしながら、私自身、その答えはやっぱりおかしいなと。文部科学省の通知を見ても、やはり、給食センターを使うようになってきているのに、そういうことはないはずだと思ひまして、平成26年4月の委員会の中で、そのとき市長が不在でございました。出張されていたんだろうと思います。当時の副市長がご答弁をされているんですけども、市長が欠席のときに。その前に、3月に尋ねた給食センターに災害、防災機能をつけるということについて、市長はどのように答弁をされていたけども、私はおかしいと思うんだと言ひますと、副市長自身は、そのときの市長の答弁には1つの誤解があつたと思われる。給食センターに防災機能をつけるのは、緊急時、円滑に使うのは言うまでもないことだというふうなことを、当時の副市

長からご答弁をいただいております。

そしてまた、平成26年、昨年9月に委員会で市長にもお尋ねしたら、災害時の部分についても考えていくというご答弁をいただいたので、この中で、何回となく、災害時の対応ということについて、本当に考えてくださいよということを申し上げてきたわけです。熱源ということについては、確保したということとはございましたけども、それ以外については何ら設備はされていないということでございます。

ここで、次にお尋ねをしていきますけれども、それでは、全国でも給食センター、新たに建てているところは、県内、全国で多いと思います。最近の給食センター、新しく建てるところ、私が言っているようなその防災機能を備えている、備えていない、こういったところをどのような観点から建てられているのか。ご存じのところだけで結構ですので、全国的な傾向というものについてお尋ねしたいと思います。

赤井副議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

最近の全国的な建設傾向でございます。奈良県内及び近隣の状況でお答えさせていただきたいと思います。

奈良県内のある町におきましての給食センターにつきましては、防災拠点としての位置づけをされておりまして、停電時の対策として太陽光発電や蓄電池、食料品、物資の備蓄倉庫、避難所機能まで有しておるところでございます。

また、昨年9月オープンの大阪府のある町の給食センターにつきましては、炊き出し用のプロパン釜を2機用意されており、災害時の炊き出し用に使われる予定ということでございます。

また、今年4月オープン of 奈良県内のある市の給食センターにおきましては、市の防災計画、食料の拠点としては位置づけておりますが、特に災害時を想定した設備は持っておりませんということございました。

災害時機能の程度はそれぞれ異なるわけでございますが、災害時に一定の機能を備えた給食センターを建設する傾向にあると考えているところでございます。

以上でございます。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 給食センター建設の際は、防災機能というのは、一定の機能を備えてつくっていくのが、今、そういう傾向にあるというふうにご答弁いただきました。

3つの給食センターについて、新しくできたところ、ある町の、ある市のということでご説明をいただいたわけでございますけども。

葛城市と同じように、奈良県内にあります三郷町の給食センターが、ちょうど葛城市と同じように、この9月1日から新たに稼働をされます。ここも建てかえということで、本当に葛城市と同じなんですけども。ここには、「広報さんごう」というものをきょう、インターネットから出して持ってきているわけなんですけども。葛城市の広報と同じように、給食センターというものが、大きく掲載されています。

葛城市の広報の場合は、表紙のところに給食センターが開始という、それだけでしたけども、この三郷町の給食センター、9月から始動という形で載っていて、全てを読むわけにはいきませんが、この給食センターの中で、4つの柱ということで市民に訴えをされております。読ませていただきますと、1番、安全安心でおいしい学校給食の提供。2番、食育の推進。3番、環境への配慮。そして、4番、災害時には防災拠点にも。ということで、防災拠点を強く発揮するということ、明記をされています。防災拠点としての機能ということで、熱源は絶対大事やということで太陽光パネル、また、断水時に約6,350人が3日間過ごすための必要な60トンの飲料水の確保とか。リチウムイオン蓄電池。ガスコージェネレーション設備等、いろんなことがご紹介もされております。

もう一つ、建物、設備についても、ここで私自身驚いたんですけども、災害のときのいわゆる避難所になるわけで、高齢者または障がい者の方、2階には上がりにくいだろうということで、1階にもそういった部屋をつくって、福祉避難所というのを1階に位置づけている。2階に一般避難所というふうなものを位置づけられているようでございます。これは、三郷町の広報9月号、発行された分からは今、紹介をさせていただきましたけども。

先般、三郷町の議員、親しくさせてもらっている議員と話をしていると、うちの町長はどうも、災害のことにこだわって、東北の方に何回も足を運んで、もう災害、災害ばかり言っていたということをつくった給食センターなんですと。9月1日、一緒ですねというふうなことをその方と一緒に話をしていたんですけども。

このようなことを言っているけども、もう仕方がないので、できていないものはできていない。そうすれば、今後、どうするんだということをご検討いただいているのかどうか。これからの防災という意味での、いわゆる給食センターの位置づけというんですか。どのようにされるのか。どのようにお考えなのか。これも、私もこの間、本当に何回も言ってきたわけです。そういうところで、今お考えの部分ございましたら、ご答弁を市長、副市長に、当時ずっとお話ししてまいりましたので、市長ないし副市長の方からご答弁をいただきたいというふうにお願いをいたします。

赤井副議長 生野副市長。

生野副市長 ただいまのご質問でございます。防災機能は持たせることができなかつたと、先ほど教育部長が答弁いたしましたわけですが、しかしながら、停電等にも耐えられ得るガスコージェネレーションシステム等なり、自家発電設備も行っておりますので、災害が起こった場合につきましては、各避難所への炊き出し等による食料の提供支援といった面で、機能を十分発揮するようにしていきたいというように思っております。

なお、炊き出し用のプロパン釜等の用意も、今後は検討してより多くの被災者のための食料を供給できるよう検討してまいりたいというように思っております。

以上です。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 避難者への食料の供給機能をこれから検討していくというご答弁であろうというふうに思います。

そういうことになってくると、本当にするのであれば、私は、早くご検討もいただいて、いろんな準備が必要だと思うんです。新しくできたのに、何も水を差しているつもりじゃないんですけども。現在、今までの給食センターは新庄も當麻も先ほど議論出ていましたけども、学校、いわゆる避難所の隣接したところに給食センターがあった。

今回は、そういう避難所から、そこを避難所と指定しないのであれば、離れるということになりますので、今後は検討していくということですけども、きちんとそういったことも不利になる部分もございます。またきちんと体制づくりということも求められるわけで、今、「広報さんごう」を紹介させてもらいましたけども、市民の皆さん方に今、このような災害、自然災害が多く起こる中で、安心感ということを与えるためにも、新しく、せっかくできたこの給食センターということで、子どもたちだけが喜ぶのではなく、市民の方にも安心感を与えていただけるように、また、広報等何らかの形でお知らせを、早くできることを望んで、次に行かせていただきたいというふうに思います。

2番目は、防犯カメラの必要性についてということで、質問をさせていただきます。

この防犯カメラの必要性につきましては、平成27年、今年の3月に行われたました予算特別委員会、この中で、私もいろんな質問をさせてもらって、市長からご答弁もいただいております。この辺から、この必要性ということのお話も始まっているし、私の頭の中で必要だと思っておりましたので、ちょっとここを振り返ってみたいというふうに思います。

まず、葛城市内でも犯罪の数ということについて、どれぐらいの犯罪が起こっているんですかという質問をさせてもらったら、ちょうど、担当課長がその資料を持っておられて、平成25年度、合計367件の犯罪がありました。中身まで言っていくと、全部読んでいくと時間がかかりますけども、強制わいせつ3件、ひったくり5件、住宅侵入、窃盗7件等、平成25年は367件。平成26年度、同じようにですけども、283件。これは減っているんだということのご説明をいただいたところでございます。

これに引き続いて、また、市長に、やはり葛城市も大きい小さいは別にしろ犯罪が起こっているという中で、防犯カメラというものの必要性ということについてお尋ねをさせてもらったら、ここ数年、順次、葛城市内でもつけているんだというご説明もいただきました。現状として新庄駅前、JR新庄駅、尺土、忍海というような具体的なところも教えていただいたところでございます。

そこでお尋ねをさせてもらうわけでございますけども、こういったところから始まったわけですけど、この7月にはお隣のまちの香芝で女の子の、小学6年生でしたっけ、連れまわし事件、誘拐された事件というのもございました。この8月には、寝屋川で中学1年生の2人が殺害される。こんな大きな事件もあったわけで、これは、皆様方で、知らない者はいない。これの捜査の決め手となっているのが、防犯カメラであるわけでございます。

そこで、市民の中でも、皆さん思われていると思います。こんなことはあってはならないけども、葛城市であったときに、本当にそういうことが、防犯カメラ等、どうなっているんだろうと思われているであろうと思われまます。

まず、1番目にこの部分の、葛城市内のその防犯カメラという部分の設置状況。全体として、市が建てているもの、街頭として建てているもの。また、わかるのであれば、よくコンビニについていて、コンビニに買い物をされているところがよく映ったりするんですけど、どういうところまで把握をされているのか、お尋ねをします。

赤井副議長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいまの藤井本議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

現在、葛城市におきましては、経年的に公共的な場所に設置を、防犯カメラ、行ってきたわけでございます。平成26年度末で8機でございます。防犯カメラの設置経緯につきましては、高田警察署長より市長宛てに、犯罪防止対策としての強化ということでの要望があり、平成24年度事業で近鉄新庄駅前駐輪場に2機、JR大和新庄駅前駐輪場に1機の計3機の設置を、続く平成25年度には、近鉄尺土駅北側の尺土北有料自転車センター西側に1機、尺土駅東側踏み切りの北側に1機の計2機の設置を市の単独事業として行ったわけでございます。平成26年度には、北花内ボランティアの会と尺土安全・安心協議会が奈良県の地域防犯重点モデル地区の指定を受け、神明神社に2機、尺土ふれあい公園に1機の計3機の設置を、県の補助を受けて行ったところでございます。

平成27年度におきましても、忍海こどもあんしんネット、當麻防犯協議会が奈良県の、同じく地域防犯重点モデル地区の指定を受け、県の補助を受けた中で、防犯カメラの設置を行う運びとなっております。

また、市内の公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校全てにおきましては、校門、通用口、昇降口を基本といたし、防犯カメラの設置をいたしておるところでございます。

なお、市内で不特定多数の人々が入り出される主な民間施設、現在、確認できております設置状況でございますが、近鉄、JRのそれぞれの鉄道の各駅7駅中、全て設置。コンビニ店に至りましては、8店舗中全て設置。金融機関では13店舗中全て設置と。ガソリンスタンドにおきましては、9店舗中2店舗の設置といった状況でございます。

以上でございます。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。いろんなところも調べていただいております。本当にありがとうございます。

市としても、今説明があったように、平成24年から実施事業として、単独事業としてやっていただいておりますということについては、本当にありがたく思っております。平成26年、平成27年にも、私、以前に安全・安心まちづくり推進化、県の方とも話をしましたが、葛城市、熱心に手を挙げてもらっていますよということについても、本当に評価もしながら、喜んでおるところであるわけでございますけども。

また、後ほど、市長にご答弁お願いしたいと思っておりますけど、ちょっと考えておいていただきたいのは、県の補助事業、支援事業、これが平成25年、平成26年、平成27年の3カ年事業というふうなことになっているかというふうに思いますので、後ほどで結構です。市長の方

から、補助がなくなるということについてどうなんだということにはちょっと後から、1つずつといかないで、一遍にお答えを求めてまいりたいというふうに思います。

この防犯カメラといったときに、両面からございます。犯罪を解決する、解決するということが犯罪の抑止になるというすばらしい部分と、一方、プライバシーの問題というのが、これが我々が思う以上に大きな問題になっているかというようなこともいろんな情報が入ってまいります。いわゆる犯罪抑止とプライバシーの問題ということで、相対する、これについて、どのようにご検討、考えられているのか。そのお考えを求めてまいりたいと思います。

赤井副議長 山本総務部長。

山本総務部長 現在、葛城市におきましては、子どもの安全を確保できる地域づくりのためにシルバー人材センターに委託をして、毎日15人体制で下校時にあわせての引率や、また、交通安全指導等を行っております。また、地域におきましても、大字北花内では、北花内ボランティアの会、大字尺土におきましては、尺土安全・安心協議会の皆様方によります登下校時の見守りをいただくなど、児童を犯罪から守る取り組みを地域を挙げて行っていただいております。

また、青色パトロール車によります犯罪防止の啓発パトロールもあわせて実施をしております。

しかしながら、議員お説のように最近では、近隣市での児童の誘拐事件、また新聞やテレビで大きく報じられております中学生2人の凶悪な殺害事件など、昼夜を問わず犯罪が発生しております。

いずれの事件も犯罪解決の糸口をひもといたのは、防犯カメラであり、また、防犯カメラが手がかりとなって犯人逮捕につながっていると報じられておるところでございます。

このように犯罪が増加する中、防犯カメラは人の目が行き届かないところ、また、人の目が行き届かない時間帯に対しての犯罪の抑止といった面でも有効であると言われておるところでございます。

しかし一方、人には、自己の風貌等、みだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の1つとして憲法第13条の個人の尊重の趣旨も踏まえた慎重な取り扱いが必要であると思われまます。さらに、防犯カメラに記録されました個人の画像が特定の人物を識別することができる個人情報でございます。個人情報保護に関する法律に定められておる個人情報として保護の対象となるものと認識しております。

このように、防犯カメラは、犯罪の予防等を目的とするものではございますが、利用する全ての人々が被写体となる不特定多数の個人のプライバシーを侵害することのないよう、また、個人情報面におきましても、十分留意することが必要であると認識いたしておるところでございます。

以上でございます。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございました。

それでは、この部分の最後に、市長にお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

今、部長の言葉の中にもございましたが、人の目というような言葉がございました。今、本当にここ数年、急に、犯人解決のその糸口となっているのが、今までのような似顔絵というようなものから、本当にこの防犯カメラというものによって変わったように、誰もが感じているであろうと思います。また、数字的にもそのようなことがあらわれているところでございます。言葉を言いかえると記憶から記録というふうなことにもなっていて、この間からの犯人逮捕にも至っているであろうと、このように考えておるわけでございます。

そんな中で、先ほどと私、同じことを言いますけども、県のこういった事業に平成26年、平成27年、2年連続して手を挙げていただいて、見てみると、葛城市のほかにはないですね、2年連続こうやってやられている。これについては本当に評価をしておきたい。方向性についてもそれで、私も喜んでおるわけでございますけども、今、こういうふうな事態になったときに本当にそれで足りるのかどうか。先般、香芝で女の子のそういう事件があった。香芝市は、今の議会でこれは単独ですね、700万円でしたっけ、防犯カメラをつけるんだということで、事件があったから、やはり、補正予算として議案を上程されている。今、審議の方はどうなっているのか、私もわからないですけども。

そこで、市長、本当にお答えをいただきたい。方向性は一緒やというふうに思っています。しかし、その強さというんですか、その重さというんですか、県の補助があるのやったらいきますよという部分なのか、いや、今までどおり2機とか3機とかいうものを、あろうともなかろうともやっていくというお考えなのか。いやいや、もう香芝、隣のまちでこういう事件があったんやと。今まで以上にこの件については取り組んでいくんだというその意気込みの強さ、重さというものについて、市長にご所見、求めたいと思います。

赤井副議長 山下市長。

山下市長 藤井本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昨今の目を覆うような事件の数々、本当に残念でならない。しかも、隣の大阪であった事件につきましても、尊い人命が2名も奪われるというようなことになってしまい、我々のまちからそのような事件を起こしてはならないという思いもございますし、また、毎年PTAの役員の皆さん方が市に向けていろいろと要望をされます。その中の1つは信号機をつけてくださいというお話と、また防犯カメラをつけてくださいというお話が毎年のように出てまいります。

いろんなことを踏まえ、また、実は、私の青年市長会の仲間の大阪の松原の市長と勉強会を行ったところ、大阪では、防犯カメラに対してかなりの補助金がつくようです。奈良県はもう打ち切られましたけれども。大阪ではかなりの額が、この防犯カメラにつきましても、補助金がつくということで、松原市のような狭い市でもかなりの数の、人口かなりありますので、設置をされている、推進をされているという事例を聞きまして、葛城市としても、人けがあるところよりも、人けの少ないところの方が多いため、こういうところも踏み切っていくべきだろうということを考えています。

これは、来年度予算に係る話でございますので、また、皆さんにご要請というかご協力をお願いしていきたいなとも思っているんですけども、先だっても、PTAの役員の皆さん方、

小学校5つ、中学校2つの7人の方々が私のところにいらっしゃったときに、私の方から、PTAの皆さん方に、私の方から問いかけました。皆さんのところで、防犯カメラをつけた方がいいと思うような箇所を挙げてくれというお話をさせていただいております。

また、そこに、各大字の役員の皆さん方の意見を加味しながら、できたら、来年、どのぐらいの額になるのか、50台ぐらいをめどにやっっていこうかというふうに今、考えています。最大50台。50台設置しようと思うと、市単独でやるとこれでも1,000万円ぐらいかかる話です。それでも、単独でも、ここまで踏み込んでやっっていこうかというように今、意気込みでおりますので、ぜひともご理解をいただき、一番効果的などころに設置ができるのはどうしたらいいのかということも含めて、ご意見を頂戴しながら、ぜひとも進めてまいりたいというふうに思っております。

プライバシーの問題につきましては、これは警察等しか内部の映像の記録につきましては、視聴しないというようなことに、また、うちの当該の担当の者以外はその映像を見ないということにいたしますので、それが外部に流れていくとか、その他の使用に供されるということはございませんので、そのことにつきまして、それよりも犯罪被害を抑止する、防止をするという観点で進めてまいりたいというふうに思っております。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。50台設置する。今まで、年間3台とか2台とか、それも補助がありながらの話が、補助が切れるとっているのにも関わらず、50台というようなのを今、聞かせていただきました。ぜひ、私も協力をしながら、進めていっていただければありがたいというふうに思います。

もう少しつけ加えさせてお話しさせてもらいたい。また、ご提案、要望もさせてもらいたいというふうに思います。

警察庁が制定している安全・安心まちづくり推進要綱というのがございます。これが、2014年8月に改定いたしまして、その中の一部で、防犯上、この防犯カメラというのは欠かせないというのが、警察庁の中で、明記をされました。これを受けて、今、大阪、松原の話が出ましたけれども、私も見てみますと、大阪府で、今、大阪は補助金がよくあるんだというお話がございましたけど、これは府からの補助金だというふうに認識しております。

大阪府、市がそれぞれやっているのは、例えば、富田林市、近くでいうと河内長野市、東大阪市、いろんなところがやっていますけども、いわゆる自治会の方が設置しようという要望等、今、議論あるように、やはり目の届かない部分というのは、一番つけてほしいというのがあるわけで、これに対して、補助金というものを、2分の1の補助金というのをやられているところが多いございました。これは部長、ぜひ調べていただきたい。

近くですので、富田林また河内長野については、電話ですけども、私もいろいろ確認させてもらいました。富田林が平成25年から、河内長野は平成23年度から始めていると。自治会から要請があって、つけているけども、ただ、デメリットとして、つけてから、やっぱりそこに映っているのとちやうかという問題もあります。そんな問題点も把握しながら、やはり進めていかなければならないと。2つの市だけを確認させてもらっただけですけども、市民

と協働しながら、もちろん地域と出し合ってやっていくと。市長、50台とおっしゃったんですので、そういうやり方もご検討いただけるのであれば、ひとつ提案をしておきたいというふうに思います。そうでしょう。どこについているのかわからないというより、地区が要請してつけたというのも1つのいいやり方かなというふうに私自身は思っておりました。

気分よいところで次に移りたいと思っております。

次も気分よく終わらせていただけたらありがたいわけですが、小中学校の普通教室のエアコン設置についてと、この件について質問させていただきたいと思っております。

これもさっき壇上で申し上げましたけども、毎年1回程度、ここ数年このことについて一般質問をやらせていただいております。平成25年12月の定例会、選挙が終わったすぐでしたけども、このときも一般質問させてもらって、市長からは、汗対策も含めてどのようにできるのかを検討してまいりたいと、こういうご答弁もいただいている。

平成26年12月定例会の答弁では、進めていかなければならないことを進めていく。これは、耐震の方のことをおっしゃっていると思うんですけど。その中で、並行して検討してまいりたい。このようにご答弁をされたという流れを受けて、今回、また質問をさせてもらうということをご理解していただきたいというふうに思います。

このエアコンについては、テレビ等でも最近、学校のエアコン設置について、エアコンというのは、クーラーのことを言っているとご理解していただきたいと思っておりますけども。都道府県、また市町村によってばらつきが大きい。このように、いろんなテレビ番組、または新聞報道でも指摘をされているわけです。言葉は、この間、本なんかを読みますと、エアコン格差と、このように言うらしいです。

なぜ、そんな格差があるのかなと。やはり根底となる考え方が、もととなる考え方が違っていると、進むところと進まないところ、もちろん、予算の問題というのもございますけども、違ってくるのであろうというふうに思います。

全国的な経過を見てみますと、この葛城市ができました平成16年、平成16年では、全国の小中学校の普通教室に6.2%、約6%の普通教室にしかエアコンがついていなかったと。それが、昨年、平成26年4月になりますと、32.8%、33%、約3分の1の学校の普通教室の数ですよ、にエアコンが設置されている。これは、北海道も何もかも含んでの話ですから、何遍も、毎回毎回同じことを言うかわかりませんが、もう必要な、暑いところであれば、もう少し率が高いのであろうと。全国の33%。3分の1と。ここまで来ているわけでございまして。

それでは、ここで質問をさせてもらう。根底が違っていると、やっぱり進め方が違うという中で、暑さというものの考え方ですね。これは、ここがまず原点になるのであろうというふうに思います。このことについてどう考えておられるのか。教育長に答弁をできればお願いしたいなというふうに思います。

赤井副議長 教育長。

大西教育長 暑さと言われますと、ちょっと私も、医学的などこのこのというのはわからない部分がございますけれども、確かに学校における学習環境と暑さということから考えますと、ご

存じのように、平成24年から2学期を前倒ししまして、8月26日から2学期をスタートさせました。このときには、いろんなお考えも聞かせていただく中で、暑さ対策どうやと、大丈夫かというご意見もいただきました。この導入に当たりましては、7月、8月の、特に夏休み前の7月上旬、中旬、そして8月の下旬、9月の中旬、この期間を10年間ぐらい奈良県の気温等を調査し、そしてまた学校現場にも出向いて室温等も調査したと、こういう結果でございます。

その中から、私どもとしましては、その導入に当たったときは、7月の方が暑いなど。8月に入ったら、盆過ぎたら確かに、気温が下がってくるという、こういう状況がありましたので、導入に踏み切らせていただいたということでございます。平成24年から今年で4回目、4年を迎えまして、比較的、今年も、盆過ぎましたら、確実に、予想していましたが、今年は秋雨前線が早くということで涼しくなっておるといところでございます。

しかし、そうは言いますと、この7月、8月はこの夏のシーズンにて一番暑い時期でございます。私どもとしまして、この2学期の前倒しよりも7月の、夏休み前の暑さというのは、若干気になっているところでございます。確かに、暑さについては、個々個々、個人の体質の問題があって、何℃以上がだめだとか、何℃以上でよいというわけではありませんけれども、一定、資料等によりますと、生理的負担等になると30℃になるとちょっと若干きついという、そういうようなものも聞いております。

学校の教室の中には、30℃を超える日も確かにありまして、特に、正午前後になりますと、33℃、34℃でございますので、前もこれは答弁の中で言わせていただきましたように、集中する学習ということには若干厳しいところがあるかなという、こういう答えもさせていただきましたけれども、確かにそういう部分もあろうかと思っております。学校では、そのときに対応するように、夏休み前あるいは2学期の夏休みスタートに当たりましては、座学というよりも、作業とか話し合いだとか、1学期のまとめだとか、2学期の準備というようなそういう学習を組み入れることで、暑さに学校は学校で対応しておるといようなことでございます。

一方、この夏の暑さ、やはり、この暑さに負けない体づくりというのも一方では大事じゃないかなということも言われています。汗をかくことによって、やっぱり、体温調節ができる能力が育つ。これは若い子どもたちには柔軟な体質がありますので、ある程度、やっぱり暑さに慣らさなきゃいかんということも思っております。ただ、しかし、これも限度があるかというふうに思いますので、今後、今までの答弁を繰り返すことにはなりますけれども、温暖化がますます厳しくなるという、こういう状況もありますので、いつのときか、やっぱり、快適な環境、これはエアコンに通じるものかなと思っておりますけれども、そういうようなものの検討も、しっかりしていかなきゃいかんというふうに思っております。

以上です。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 暑さということについて、教育長からお話もいただきました。本当に、学校の授業のある日じゃなかったけど、今年なんかで言うと、体温を超えるような暑さというのもテレビ放映もされて、それはたまたま学校のないときでしたけど、暑さそのものが変わってきている

認識、もちろんお持ちだろうけども、今、そういったことから検討もしていくというご答弁をいただきました。

次に、そういった中で、確認だけしておきたいと思います。ちょっと私の質問の出し方がもしかしたら悪かったかわからないですけども。そういった暑さの中で、前回は聞いておりますけども、学校現場の中で、体調を壊したとか、ないと思いますけど救急車で運ばれたとか、熱中症にかかったとか、いやいやもう全然何もなかったですよというものなのか。30℃を超えると厳しいというお話もございましたけれども、多分そういう日もあったわけで、そんな中での学校現場の状況と健康への影響というものがわかっている範囲でお答えをいただきたいと思います。

もしわかるのであれば、今既に空調ができ上がっている、エアコンがついている学校とついていないところが、例えば、東京都なんかやったら100%ついている。大阪でもいろんなところがついてきていると。ついているところとついていないところ、それで学力に差とか、今、集中力が厳しいという教育長の話もございました。そこから想像していくと、学力にも影響するのかなという部分がございまして。私、それは通告のところにきちっとは書いておりませんが、それらしく書いていただけなので、今わかる範囲でお答えをいただきたいというふうに思います。

赤井副議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。ただいまの、暑さによります健康への影響についてでございます。

今年の7月1日から20日までの間、そして8月26日から9月8日までの小学校、中学校の開校している期間についての調べの中におきましては、熱中症で倒れた子どもはおりませんでした。そのほか、暑さによる影響で体調を崩したというものにつきましては、精査しておりませんので、どの程度かというのとはわからない状況でございます。

また、学力への影響につきましても、暑さと学力の相関する資料もございませんので、現在、お答えできないという状況でございますので、ご了承をお願いいたします。

以上でございます。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 余り詳しく出してなかったもので、それで結構です。もし、今後、そういったことが関係するとか、どういうふうに影響しているということがわかれば、また別の機会に教えていただきたいというふうに思います。

この間、市長の答弁の中にも、教育委員会と検討していくという答弁がずっと続いてきた中で、今、教育委員会の所見として、このエアコン設置について、どういう検討で進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

赤井副議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 現在の小中学校の普通教室へのエアコンの設置についての考え方でございます。

例年、猛暑が続く中、今年も比較的厳しいものとなったところでございます。各学校におきましては、毎年、この時期に子どもたちの健康に配慮いたしまして、窓をあけて自然の風

を取り入れ、直射日光を避ける等の工夫をしていただいているところでございます。このような状況もございまして、学校での子どもたちの健康管理や良好な学習環境を整える手段といたしまして、天井型扇風機を小中学校の全教室に設置をしておりましたが、ご提案のエアコンの設置につきましては、教室の学習環境の改善や学校生活環境の改善の有効な方法の1つであることは認識をいたしております。

しかしながら、市内小中学校全ての普通教室へのエアコン設置をいたしますには、多額の費用と設置後の電気代や修理代、ランニングコスト等が大きな課題となってくると考えております。葛城市におきましては、合併当初より、新市建設計画に基づきまして、小中学校の耐震工事を優先的に実施してまいりました。このことによりまして、小中学校の耐震化率は100%になったところでございます。午前中の朝岡議員の一般質問にお答えいたしましたように、磐城幼稚園の耐震化が急務となっております、その検討を行っているところでございます。児童の安心安全にかかわる施設整備を優先的に進めてまいりたいと考えておりますので、普通教室のエアコンの設置につきましては、学校教育環境の整備を進める上で、幼稚園の耐震化に続く、検討すべき課題であると考えているところでございます。

以上でございます。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 ご答弁ありがとうございました。私も、こう言い続けている中で、全国いろんな市町村の議会のやりとり等も見ております。エアコンを設置されているところは、ほかの何を削ってでもこれをやるんだと、こういうふうなご答弁をもらいながら、進められていると。なかなか進まないところは、今のがもう模範のように、やらなければならないところ、耐震化をやって、そこからやるんだという答弁、これはもうどこの議会でも同じようなことをやっています。

しかし、一言だけ、私ここで申しておきたいのは、耐震の方ですね、幼稚園の方が残っているということでしたけども、この1つ抜けているのは、私の考えからですよ、耐震化、小中学校はもう昨年度100%終わった。その中で、その次に大規模改造というのをやったわけですよ。その大規模改造の中にやはりメニューとして、この空調設備整備というのも入っていたわけで、この時点でやはり、もう少しの検討をやっていただきたかったというのが、私の願いで、続けてきたわけです。

ただ、今となって、耐震が先や、その後でエアコンやというようなお話が聞こえましたが、既に大規模改造をやられているということについて、ひとつ私の方からお話ししておきたいというふうに思います。

2つのまちの事例を出して、市長に答弁を求めておきたいと。

埼玉県の所沢市。ここで何が行われたかと、中学校のエアコン設置の係る住民投票が行われました。ご存じやというふうに思いますけども。ここは航空自衛隊が近くにありますので、窓を閉めなければならないといった中で、エアコンが必要だと。前の市長さんの方ではエアコンを設置すると決まっていたものが、新しい市長が平成23年10月に就任されました。この市長が、エアコンなんか要らんと。決まっていたものが白紙撤回された。そこで、住

民投票が今年の2月に行われて、数的にはエアコン設置の方が多かったという事実がございます。

また、ご存じかと思いますが、大阪市の方でも、橋下市長、前の平松市長がエアコン設置をしないというものを、今、市長が、学力向上のためと、また、非常時、災害時の避難所となるという中でのことを思ってということで、今進められておるのも事実でございます。

何を言いたいかという、いろんなことを話しているけども、私は、先ほどエアコン格差があると言いましたけども、今の2つの事例を出させてもらいました。所沢市と大阪市と。もう市長の腹一つと違うかなと、こんなふうにも私は思っています。それが今のこの2つに出ているというふうに思います。

この間、もう平成23年度ぐらいからこの話、市長とのやりとりもやってまいりました。いつも、検討しますとか、ちょっとずつは進んでいるように思いますけども、反復横とびのようにならずとこう続けているわけで、ぜひ一歩進んだ、市長の腹一つというふうに私は思っておりますので、先ほどと同じように、気分よく終われるようなご答弁、また前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

赤井副議長 山下市長。

山下市長 藤井本議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどのように気分よく終わっていただけないと思いますので、あらかじめ、申しわけございませんけれども、市長の腹一つというお話でございますけれども、ワン財布、1つの財布しか葛城市は持っておりませんので、その1つの財布、これをどうやって使っていくのかということを考えるのが、皆さんの意見を集約して考えるのが我々の仕事。そして、それをこの使い方でもいいかどうかということを探るのがこの議会の場だというふうに思っております。

朝、朝岡議員の一般質問で言いましたように、ふえていく支出、減っていく収入、今よりも収入がふえることは当面考えられないという状況の中で、じゃあどうやってこの支出を減らしていくんだとかいうことを考えていかなければならない。一方、先ほど教育部長が答弁をいたしましたように、葛城市の子どもたちをお預かりしている施設の中で、耐震基準を大きく下回った建物があるというふうに言われたときに、その子どもたちの安全を優先すべきというのは、我々の取り決め事項ではないですけれども、最優先に考えるべき事項なんだろうというふうに思っております。それに着手した場合は、やはり数億円の投資ということも考えていかなければならない状況の中で、教育委員会全体、また葛城市の建物全体、またその環境整備設備の中で、プライオリティーをどうしていくのかというと、やはり安全安心というものを優先させていただこうというふうに考えております。

ただし、それ自身はやりませんよと言っているのではなくて、今の状況の中ではやれませんか。やらないのじゃなくて、やれないという状況があるので、そういう答弁をしなきゃならないというふうにお考えいただきたいと思います。

体質改善、行政の中での効率を求めていく中で、どのような形で、余剰財源を生み、また、ランニングコストを抑えていくことができるのかという知恵も出していきながら、子どもた

ちの教育環境のさらなる向上というものを目指していけるように努力をしてみたいというふうに思っております。

赤井副議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。やらないと言っていない、やれないんだと、こういうことでございます。ということになると、まちづくり全体から、また議論をし直さなければならない。このように、私も思っておるわけでございますけども。

私が聞き及んでいるのは、昨年、中学校の方にも市長も出向かれて何か中学校で市長に質疑ないですかというときにも、市長さん、エアコンつけてほしいですよというような質疑もあったというふうに近隣でも聞いております。市長は、そのときも、厳しいというんですか、つけられないということをお答えになったのかなというように思います。

私自身、中学生の子どもがおります。7月の、1学期の最後の懇談のときに、学級委員ですか、やらせていただいているということで行かせていただきました。家内と一緒にいったんですけども、先生から言われました。非常に暑い教室で申しわけないですよと、このように言われました。私の方こそ、まちづくり、またそういった環境づくりする中で申しわけないですよというような気持ちでやっていたんですけど、本当に暑いです。そのことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

赤井副議長 藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時09分

再 開 午後3時25分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、岡本吉司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、岡本吉司君。

岡本議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。岡本でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

私の一般質問の内容は1つでございます。本年8月15日の民家火災についてということでございます。

質問につきましては質問席からさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

下村議長 岡本君。

岡本議員 それでは、私の方から質問させていただきます。

本年8月の15日におきます民家火災について質問させていただきたいと思います。

8月の15日の午前4時ごろであったと思うんですが、大字疋田で民家火災があったわけでございます。3人の尊い命が失われました。

そこで、まず、119番の覚知から現場の到着時までの時間及び広域消防本部への連絡方法、手段はどういうふうにしたのかと。2つ目につきましては、119番通報、覚知から消防団への連絡時間あるいは方法について。3つ目につきましては、119番通報から新庄庁舎に連絡、有線放送までの時間及び放送の内容について答弁をいただきたいと思います。

下村議長 一問一答ですから、1つずつ質問ということでお願いします。

岡本議員 それでは、まず、119番の覚知から現場到着時までの時間及び広域消防本部への連絡方法、手段についてどうされたのかということをお願いしたいと思います。

下村議長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問いただいております平成27年8月15日の民家火災につきましての各要旨を奈良県の広域消防組合葛城消防署に聞き取りを行ってまいりました。その事柄を報告させていただきましての答弁となりますので、ご了解願いたいと思います。

それでは、申し上げます。

火災建物の避難された住人は隣の家助けを求め、そこから119番へ電話をかけられましたが、電話線が火災により断線していたようではかからなかったとのことでございます。また、別の家の人が「火事や」という叫び声を聞き、家から西側を見ると、炎が見えたので、119番通報された。この方が第一通報者とのことであり、消防署の火災の119番入電覚知時刻につきましては、午前3時58分とのことでございます。

119番の通報後に、家の外に出てみると、火災の建物は炎で覆われていたとのことでございます。なお、この火災で3名の居住者が亡くなられたわけですが、消防署が知り得ておられる情報としては、3名とも通報前に亡くなっておられたとのことでございます。

消防車の現場到着時刻は午前4時8分とのことであり、消防署の残留者は3名で、市役所へ火災の連絡及びサイレン吹鳴要請、警察、関西電力、大和ガス、市水道課などの関係機関への連絡及び火災発生地図のファクス一斉送信、招集名簿の配信、その他火災の問い合わせ、現場との無線交信等の通信業務に従事したとのことでございます。消防署の通信員は通常2名が通信業務に従事いたしますが、関係機関等の火災発生連絡対応のため、3名が消防署に残留したとのことでございます。

また、消防署から、広域消防本部指揮支援隊へは午前4時7分に消防署通信員から電話連絡し、午前4時10分に出動したとのことでございます。

以上でございます。

下村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の方から答弁いただきました。

一応、民間の方から電話をいただいたということでございまして、3時58分覚知をして、4時8分現場到着。指令室が通常は2人体制やけど3人体制にしたと、こういう答弁であったと思います。

指揮本部につきましては、4時7分連絡をして、4時10分に出動した。現場は何時か知りませんが。そういうことやと。また後で聞きたいと思います。

次に、2番目ですけれども、消防団員に対して、119番覚知されてから、どのような方法で連絡されたのか。また、いつごろ、連絡を受けてからどのくらいの時間で連絡されたのかということをお聞きしたいと思います。

下村議長 山本総務部長。

山本総務部長 答弁いたします。

消防署は、午前3時58分の119番入電覚知後、メールの配信時刻につきましては、午前4時7分に配信したとのことでございます。

以上でございます。

下村議長 岡本君。

岡本議員 今、答弁していただきました。

一応、4時7分に配信をしたということをお願いしたわけでございます。

次に、119番通報から新庄庁舎にどのような形で連絡されたのか。有線放送までの時間及び放送の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

下村議長 米井企画部長。

米井企画部長 企画部長の米井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの119番覚知から有線放送までの時間及び放送内容でございます。

今回の火災では、午前4時5分に消防署より、疋田で火災であり、サイレン吹鳴依頼ということでの連絡があり、サイレンを吹鳴させていただきました。午前4時15分に消防署より疋田での建物火災であることの放送依頼がございまして、同内容にて放送を行ったわけでございます。

以上でございます。

下村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長から答弁いただいたわけですが、4時15分に連絡を受けたと。サイレン要請したということであるわけですが、覚知から約20分ぐらい経過しておると、こういうことであったと思います。

そこで、一問一答、1つずつで行くということですが、まず1番目、2番目、何で私はこういう質問をしたかということですね。その、最近、消防署と消防団の関係が綿密にいつてるといふふうに我々は思っておったんですけれども、どうも、消防署あるいは消防団、消防というのは、消防組織法に基づいて行動するということですので、どうも、従来ですと、消防署、消防団というのは、市長いつもおっしゃるようにいつも両輪のごとくといふのか、ともに災害に対応するということが私は基本ではないかなということですので、まずこの辺がちょっと薄れてきているのと違うかなということで、時間等を確認させてもらったということであるわけでございます。

3番目の有線放送。昨年と同じような質問をするわけですが、部長の方から簡単に説明をしていただいたわけですが、消防署から新庄庁舎に対して、火災ですよということ連絡があるわけですね。このときに、消防署の場合は、昨年も言いましたけども、119が鳴った場合、必ず、まず聞くのは、火災ですか、救急ですかというような聞き方をすると思うんですね。火災の場合については、必ず、もちろん先ほど言いました通報者、名前も聞き、場所も聞くはずなんですね。それに有線放送に連絡するときに、いわゆる目標物、いつも言いますが、それが本当に消防署から来てないのか、あるいは、来ているけれども、それは言えないという形になっているのか。その辺が、私は、いつも、昨年もお聞かせ

もらいました。昨年のマンション火災でも、有線では、北花内、建物火災と。それから昨年11月8日の山田の倉庫火災でも山田付近倉庫火災で、今の8月15日でも疋田で民家火災、これしか有線に流れていない。

こういうことで本当に、消防団の方々がいくらプロであっても、なかなか即現場に到着するのは難しいのではないかなというふうに私はいつも感じておるわけです。

そこで、昨年、質問させてもらったときに、市長の答弁では、今指摘のあったことを1つの糧としてどのような形で対応していくのか、得策なのかということ、宿直者は専任という形をとっているの、より細かな対応ができるように努力をしていくように、また市内に精通、いち早くしてもらって対応できるように指導等徹底をしていけるように努力しますと、こういう市長から答弁をもらうてわけですね。

市長から答弁をもらってから、山田の火災、それから疋田の火災。このときに先ほど言いましたように、ただ、大字名と民家火災だけですね。だから、昨年の8月5日、あるいは今年の8月15日4時、5時ということになりますと、ほぼ世間の方が明るくはなっていませんけども、大体わかる。しかし、山田のように夜中の12時前後ということになってきたら、煙も見えないような状態なんですね。ですから、私は昨年もしつこくこの話をさせてもらった。

そこで、なぜ私はこういうようなことを言うかということは、いわゆる119番通報を受けて、できるだけ早い時期に消防団員が現場に到着をして、火災の鎮圧、人命救助をより敏速にさせていただく。これが消防の使命であると私は考えております。

有線放送の趣旨ですね。これは、何でこの有線放送にサイレンをつけたのかということについては、従前は、庁舎の屋上、各分団の屯所のサイレン、これしかなかった。なかなかこれでは隅から隅まで届かんというようなことからして、有線放送というのは、各戸にスピーカーがある。屋外にある。そういうようなことで、サイレンをつけて、消防団員に招集をかけていく。それで、先ほど言いましたように、いち早く現場で対応してもらおう。これが有線放送にサイレンをつけた趣旨やというふうに私は理解をいたしております。

ですから、やはりもっと、あるものを有効に使う。こういうことが一番大事ではないかなというふうに思いますのと、今、部長の方から答弁なかったと思いますけども、聞いておったら、宿直者に対しては、マニュアル渡していますよということを何回も聞いております。マニュアルどおりに放送するということですよということを聞いておるわけやけど、例えば、消防署と役所の連絡方法、ここに1つの問題があるのかな。例えば、役所の場合やったら、消防署から先ほど言いましたけど、どこどこの大字、民家火災しか連絡受けませんというのが役所の考え方やと思いますし、消防署の場合はファクスまで送っていると、こういう答えもしているわけですね。

私は、どちらが正しいのか、本当にどうなっているのかというのはわからんわけやけども、やはり、発信する側と受信する側、発信する側から、もしその目標物の連絡がないとしたら、受信する側が、目標物は何ですかとか、問い返す。これがやっぱり一番大事ではないかなというふうに思います。そうしないと、先ほど言いましたように、市長がいくらこうしますと答弁しても、現実的になっていないということになってきたら、「これ、どういうことやね

ん。市長の言うことを職員が聞けないんか」というふうにとられても、私は仕方がないのと違うかなというふうに思いますので、本当にこれを解消していく。きちっと目標物も言いますよ。それで、もっと以前に目標物の話で、公の施設しか言いませんというようなことも聞きました。

しかし、合併後、民間の名前を使って叱られたこともあったということも聞いています。それは、葛城市の個人情報保護審査会に諮った中で、緊急の場合は、それは個人情報に当たりませんという回答も出たというふうに私は思っておりますので、今も、それは生きておるのではないかなというふうに思います。

ですから、私はしつこく言うのやないけども、先ほど消防団のことも言いました。今後、こういう、その有線放送の対応を、本当に、私が今言っているように、消防団員の方も早く現場に到着をして、いち早く消火活動をする、あるいは人命救助を行う。火災だけではないです。大きな災害があるかもわかりません。そういうようなときに、やっぱりきちっと、場所を言う。こういうことを今後どのような形でやってもらえるのか、再度答弁をお願いしたいと思います。

下村議長 米井企画部長。

米井企画部長 火災時の対応につきましては、消防署より市役所にまず連絡が入り、勤務時間外は宿日直がマニュアルにより対応を行っているところでございます。火災場所の放送につきましては、地区名と、個人の建物名ではなく、公の施設などがあれば、それを目標物として放送しているところでございます。この目標物の設定につきましては、消防署が行った上で、職員または宿日直者に依頼するものでございます。しかし、放送が緊急性を要することから、目標物が見つからない場合は、地区名のみでの放送となっておりますところでございます。

昨年の火災後の9月議会にも示させていただきました目標物を含む火災場所の報告につきましても、消防署との協議の中で、取り決めさせていただきました基準につきましても、再度、消防署に対して厳しく確認をいただいております。

先ほど申しましたように、火災場所の放送につきましては、マニュアルにより地区名と公の施設等などがあれば、それを目標物として放送しているところでございます。消防署に火災発生の一報が入った場合、市内の状況を最も把握している消防署の職員が判断いたしまして、公の目標物を設定し、基準どおり、火災発生場所の放送内容を市役所に伝えていただき、さらに消防団員に対する同内容のメール配信が最も迅速な事務処理の方法であると考えているところでございます。

消防署に対しましては、今までの経過もございまして、より厳しくの確認を関係課よりさせていただいております。今後は、全てのことを真摯に受けとめながら、慎重を期しながら、消防署との連携を図っていくということでございます。

以上でございます。

下村議長 岡本君。

岡本議員 部長からせっかく答弁いただいたのですが、また昨年と同じような答弁を今いただきました

た。昨年も同じ答弁、いただいていますけど、これができてないので、私は、再度、しつこく聞いているわけで、これ以上聞きませんが、やはり今言われたように、消防署も宿日直者も現場を確認するとか、そういうようなことを、私は、今後、きちっとやっていきますという答弁をいただけたらと思ったけども、なかなかいただけなかったので、今後はきちっとそういうこともやっていただけたらということで、私はこの問題は終わっていきたいというふうに思います。

次に、現場到着時の状況、あるいは現場の指揮対応、あるいは出動の状況、あるいは広域への応援の対応について、お尋ねをいたします。

下村議長 山本総務部長。

山本総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

消防署の消防隊が現場到着したときの状況でございます。火災の最盛期であり、1階及び2階全ての開口部から火炎が噴出している状況で、屋内侵入、人命検索できる状況ではなかったとのことでございます。

消防署の初動出動隊は8名でした。現場到着時は火災の最盛期であり、火災建物に近接する東側及び西側の民家への延焼が見分できたため、延焼拡大阻止の消火活動を最優先として判断いたし、東側及び西側の民家に放水できる位置に放水部署、現場指揮隊も消火活動に従事したとのことでございます。

同時に、消防隊小隊長が情報収集に当たり、数名の安否確認がとれないとの情報を得、屋内侵入を試みましたが、火勢が強く、屋内侵入はできない状況でしたので、先着消防隊は、延焼阻止を優先し、後続隊により指揮隊を編成、現場指揮活動に従事したとのことでございます。

招集で出動した消防署指揮隊が現場到着したときは、広域消防本部の指揮支援隊が先着しており、情報では安否確認できない火災建物の居住者が数名いるとのことであり、広域消防本部の指揮支援隊が居住者の安否確認をしているとのことでございました。

葛城消防署の出動状況は、延べ10台、36名で、消防署長より招集による人員が参集すれば、小隊を編成し随時火災現場へ増援隊出動を指示され、増援隊は延べ6隊、22名の出動をしたとのことでございます。

初動出演隊は、タンク隊5名、ポンプ隊3名、後続隊として指揮隊が3名、支援隊3隊12名、救助隊4名、可搬ポンプ隊4名、搬送隊2名、救急隊3名が出動したとのことでございます。

また、広域消防本部からは指揮支援隊1隊5名、さらに、高田消防署から救急隊1隊3名が出動し、総出動隊として12隊44名が広域消防組合として対応いたしたとのことでございます。

以上でございます。

下村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の方から答弁いただきました。現場到着したときには、火勢が強くて、なかなか屋内侵入もできないというふうな状態であったということをおっしゃったわけでございませ

て、また、出動台数につきましても、大勢の人が出動したということです。

私は、現場に駆けつけましたけども、4時過ぎであったというふうに思います。確かに、今おっしゃるように、建物東側はもうもうと火が出ておりました。2階の見える部分も落ちかけておったというのもわかっております。

しかし、北側、玄関口、ここは、私が行ったときには、そんな火が出ていなかった。ただ、それをあけることによって、風が入って、火勢が強くなるということもよくわかりますよ。けれども、何も無理に入れとは言いませんけど。やっぱり、消防署というのは本職やから、ある程度、自分の命を犠牲にまでしてと言いませんけども、そういうことも大事ではないかなというふうに私思いますので、こんな質問をさせてもらったということでございます。

それと、今、部長の答弁の中で、この当時、葛城消防署員、今現在39人、出向しているのもおりますので、39人おって、先発隊、ポンプ車が2台出た、8人出たということも聞きました。その中で、今、部長おっしゃるように、後で、もちろん、支援隊も入れて44人ということですけども。葛城消防署、これが非常招集をかけて、36人出ているということも聞くわけですね。

それなら、ちょっと言葉は悪いですけど、消防署の中、指令が普通2人やけども、3人にしたということも聞いています。その中で、言い方悪いけど、消防署の中が空っぽになっておる。このときに、もし救急あるいは火災の出たときにどういう対応をするのか。それは今、1年半前に広域消防組合ができた。よそから応援求めたらいいということかもしれないけども、いわゆる消防署の機能といいますか、これはあくまでも、火災のところの先発隊と行くのもいいけど、やはり二次災害というのか、緊急があったときの対応も考えて行動すべきではないか。私は、これは基本ではないかというふうに思います。今、何もなかったのではよかったけども、もし救急要請があった場合、あるいは、またほかで火災が起きた場合、出動できません。

私の言いたいのは、今言っている救急車の応援もいいけども、やはり、昨年も言いましたように、1隊、2隊、火災現場へ出て、そのための広域消防組合やから、必ず応援隊を、指揮支援隊だけやなしに、応援隊も要請すべきではないかな。応援隊に来ていただいて、葛城消防署で非常招集をかけて、何人か残って、救急体制をとる。あるいはまた、消防ポンプの出動体制をとる。これが基本やというふうに私は思っております。去年も言いましたように、広域消防組合になりながら、なぜ応援要請ができないのか。どこに問題があるのか私はわかりませんので、この問題につきましては、部長に聞いても答弁できないと思いますので、市長も、広域消防組合の議員がここの長ですので、何でその応援ができないのか、答えるわけにいきませんか。

下村議長 暫時休憩します。

休 憩 午後3時54分

再 開 午後3時55分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡本議員 私の聞き方が悪かったかというふうに思います。私の言いたいのは、市長は広域消防組合

の議員ではないんかしらんけども、広域消防組合の何らかの形の中で、そこに市長として参画してもらっておるということの解釈をするのと、葛城市の市長として、やはり、この葛城市で今問題が起きているというか、こういうことが起きたということに対して、市長として、今言いましたように、消防署、人数を3人だけ残して全部現場へ出ていく。それが基本でないとは私は言っているわけです。

そこで、そういうことを守ろうと思ったら、広域消防組合から応援をしてもらわなあかんのと違うか。市長としても、応援をしてもらえないのか、してもらえるのか。それは、こっち側からの判断で応援する必要ないというふうにされているのか。私はその辺がわからんのと、もしその応援ができるというのであれば、今後、市長の方から広域消防組合に対して、こういう火災のときには、応援要請をしたら、1隊でも2隊でも応援してほしいということと言えるとしたら、お願いしてもらえないかなということを知りたいんです。

下村議長 山下市長。

山下市長 私が答弁をするというのが適当かどうかということとはわかりませんが、そのような懸念を、岡本議員が長年、職員であって、消防にも行っておられて、非常によくわかっている立場として、あれは問題じゃなかったのかなというようなご提案、ご提言、また疑問に思っておられることということ、もう一度私なりに整理もさせていただき、その当時の状況が正しかったのか、それがどのような行動に基づくものであったのかということ、調べさせていただいた上で、要請すべき事案であったのかどうか。そのとおりにできなかったのかどうかということも含めて、消防署の署長と話をし、その上で、適切なる提言、進言が必要であるならば、本部の方と話をしてみたいと思います。今のご意見を参考にしながら、適当な発言をしていくということにしていきたいと思っております。

下村議長 岡本君。

岡本議員 市長から答弁をいただきました。これは私の考え方ですけれども、広域消防組合が1年半前にできて、何でできたのかなというのと、火災だけやなしに大きな災害が起きたときに、葛城市のような小さい消防署では対応しきれないということの中で、なかなか応援協定とか、いろんな問題があるので、県下全体で、広域消防組合をつくって、奈良県全体として対応していく。こういうようなことで広域消防組合をつくられたというふうに私は思っておりますので、今、市長おっしゃったように、いろいろ検討していただいて、できるだけ広域消防組合でできるような形でまた検討願えたらなというふうに思います。

それから、次に、西葛城消防署、昭和56年10月に稼働といいますか、業務を開始されたわけでございます。本日までの民家火災での死者人数あるいは平成16年10月、合併後の死者の人数をお教えいただきたいというふうに思います。

下村議長 山本総務部長。

山本総務部長 昭和56年10月、西葛城消防署が開所して以来、現在までに火災による死者数につきましては11名で、内訳は、建物火災で8名、車両火災で3名とでございます。建物火災での死者数8名につきましては、昭和59年12月1名、翌昭和60年2月1名、翌昭和61年3月1名、平成元年5月1名、平成26年8月1名、平成27年8月3名でございます。

平成16年合併後の火災によります死者数は6名で、内訳は建物火災で4名、車両火災で2名とのことでございます。

以上でございます。

下村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の方から答弁をいただきました。簡単に言いますと、発足してから合併までは4名の死者があった。合併後、4名になったということございまして、この4名につきましては、昨年1名、今年3名、これが4名ということであるというふうに思います。

奈良県広域消防組合、昨年4月から発足したわけございまして、当初、西葛城消防署発足当時は、歴代の消防長あるいは歴代の消防団長が先頭に立って予防消防、火を出さない、火事を出さないということを合い言葉にして、啓発でいろいろと尽力をされてきた結果が、隣接市町村に比べて火災件数あるいは火災での死亡の件数が少ない結果であると私は思っておるわけでございます。

しかし、県の広域消防組合、昨年にはできましたけども、先ほど言いましたように、昨年と今年で4名の死者が出てしまった。これはどこに原因があるんか。私は、きつい言い方かしりませんが、最近、消防職員の危機感が薄れてきているんじゃないかなというふうに感じます。これは、やはり大きな組織になりますと、どうしてもこういうふうにあらわれてくるんじゃないかなというふうに思います。

火災現場の指揮隊のあり方も、消防団への伝達の指示のあり方になっても、今後、本当に機能がうまく働いていくんかなということも心配するわけでございます。消防団員の方も、ほんの一部ですけども、ちょっとこれどうなっているのかというような苦情も耳にするようにもなりました。

私は、県の広域になって1年半しかまだたっていない、日も浅いということで、そんなうまくはいかないというふうに思いますけども、この辺のことを早急に対策を検討しないと、もしも消防団員の方から退職者が出るというようなことになってきたら、これは大問題になってくるということで心配するわけございまして、全国的にも消防団員が不足ということで報じられておるわけございまして、各市町村と消防署の連携の強化を密にして、災害時の対応に当たっていただきたいなというふうに思います。

先ほど市長に答弁していただいたから、もう今答弁してくれとは言いませんので、そういうことをお願いしておきます。

次に、今後の広域消防組合での緊急の対応についてということでお聞きをしたいというふうに思います。

聞くところによりますと、通信司令の統合、これが来年1月に統合されるということをお聞きしました。今後は、統合されると、119番通報受付業務は警察と一緒に、広域消防本部1カ所で受けるというふうになってくるわけございまして、そこから各消防署に連絡をして、消防署から消防団員、あるいは関係者、あるいは役所の方に連絡をするというふうなことに変わってきます。本部の指令室というのは、もちろん、地理に精通した人が多いかもわかりませんが、やっぱり奈良県下ということになってきたら、なかなか難しい。問題がある

というふうに思われます。

そこで、出動体制、おくれる場合があるかもわからん。葛城市内での緊急時の場合、葛城消防署または、他の部署で近いところから出動するというようなことになるのかもわかりません。ですから、消防団員、現場での指示、あるいは消防団員の連絡の方法とか、今後どのような形になっていくのかなということで教えていただきたいというふうに思います。

下村議長 山本総務部長。

山本総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、各消防署で対応しております通信司令業務が、平成28年4月に消防本部の通信指令センターに統合されます。通信統合されますと、葛城消防署で受報していた119番通報は、奈良県広域消防本部の通信司令センターで受け付け対応となります。平成28年4月の通信司令統合に先駆けて、消防署区分ごとに順次、部分運用を本年12月から開始されます。葛城消防署は、平成28年1月13日に、通信司令が統合され、運用される予定でございます。

119番回線切りかえと同時に、通信司令統合後の部隊運用の出動態勢に切りかわりますので、出動計画に基づいて、直近選別出動となり、葛城消防署の隣接の消防署からも出動することとなります。

第一出動として、一般民家火災の場合は、消防署指揮隊1隊、消防本部指揮支援隊1隊、ポンプ隊2隊、タンク隊1隊、救急隊1隊、救助隊1隊の合計7隊が出動する計画で、火災が拡大して応援が必要な場合は、第二出動としてポンプ隊2隊、救助隊1隊が増援され、更に拡大した場合には、第三出動としてポンプ隊2隊、救助隊1隊、合計で13隊が広域消防組合として出動するなど、火災等災害種別ごとに出動体制が定められ、迅速的確な消防諸活動を行う体制が構築されるとのことでございます。

消防団員等への連絡につきましては、葛城市内で火災等災害発生時、通信指令センターからあらかじめ登録された携帯電話へメール及び音声合成電話で連絡されます。この連絡内容で、出動の可否を判断していただきます。メールは火災等、災害情報提供及び災害地点地図の送信を行います。

通信司令統合後の火災等災害発生時の消防署の対応についてでございますが、従来どおり、葛城消防署から新庄庁舎、當麻庁舎へ、災害発生を電話連絡及び災害場所の地図をファクス一斉で配信し、サイレン吹鳴、市内緊急放送の依頼が行われます。なお、通信司令センター及び消防署からは、警察、関西電力、ガス会社等の関係機関以外への電話は、連絡はされません。また、災害発生状況などの問い合わせにつきましては、消防署で対応できないことがありますので、消防本部通信司令センターもしくは住民案内での対応となるとのことでございます。

通信司令統合後は、市内で火災等災害発生時、葛城消防署の残留署員は1名となる場合があるとのことでございます。

以上でございます。

下村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長から答弁をいただきました。

県下、平成28年4月から通信司令センター、統合されてしまうということであるわけでございまして、葛城消防署につきましては、来年1月13日から119番通報の回線も切りかわると、こういうことをお聞きしました。また、緊急時の出動につきましては、直近選別出動、葛城消防署以外から多くの隊が出動するということになるということもお聞きしました。また、消防団への連絡につきましては、携帯メールあるいは音声の合成電話で連絡する。また、両庁舎へは、葛城消防署から電話及び地図をファクスで配信し、従来どおりサイレンの吹鳴あるいは市内の緊急放送を依頼すると。

また、対応ですけれども、緊急時の対応、問い合わせは、もう葛城消防署では対応しませんよと、簡単に言ったらこういう答弁であったというふうに思います。

そこで、緊急出動、火災の場合ですけれども、今言われたように、直近選別出動ということになりますと、確かに利便性は今まで以上に高まってくるというふうに期待はするわけでございます。消防団員の連絡、携帯メール、音声合成電話、連絡するという答弁でありました。

問題は両庁舎です。緊急の連絡、放送、従来どおり消防署から両庁舎へ電話して地図をファクスで送信するということですが、先ほど言いましたように、改善してもらえとは思いますが、今でも現実的に、いわゆる宿日直、土、日ですね。職員以外の嘱託職員で対応してもらわなければならないわけですが、放送時に場所が言えない。これは言ったらいかんと言われたけども、8月15日の庁舎のサイレンも鳴っていない。こういう状況であるわけです。ですから、消防本部から消防署に連絡があって、両庁舎が放送するとなっているわけやけども、本当に消防団員にきちっと送れるんかどうかなということを、私も心配をするわけでございました。

こういうことを契機にきちっとやってもらいたいというのと、市民から葛城消防署で問い合わせできんかったら、市役所にどンドンかかってくるというふうに思いますので、この辺の対応が本当にできるのかな。市長がいつも言われる市民サービスの低下はしませんよということになってくるわけやけど、これも1つの市民サービスであるとは思いますが、その辺をきちっと対応してもらいたいなど。答弁は求めませんので、そういうことをきちっとやってもらいたいというのを思います。

それから、もう一つは、この消防主任のことでお願いをしておきたいんですけれども、先ほど言いましたように、直近選別ということになってきたら、葛城消防署だけやなしに、ほかの分団から出てくるわけですね。そうなってきたら、やはり消防団と消防署、隣接は出てくるとは思いますけれども、葛城消防署のような連携といいますか、これはやっぱり薄れているというふうに思いますので、消防主任の位置づけというのはかなり変わってくるというふうに思います。

消防主任というのは、一口に言ったら団長の首長ですので、特に現場、火災現場、災害現場、この場所につきましては、もう団長と一緒に行動するというのが、主任の仕事であるというふうに思うわけです。情報収集して、団長に的確に情報を伝えて、団長の指示をいただいて、団長にかわって各分団に無線連絡をして指示をする。これが、消防主任の大きな仕事であるというふうに思います。今も一生懸命やっていますけれども、今後、こうい

う直近選別ということになってきたら、現場での対応、なかなか消防団との連携がうまくいかない。ですから、消防主任の人員配置についても、その辺も配慮した中で、お願いできたらな。私は余り出しゃばったことは言いませんけども、そういうようなことも要望しておきたいというふうに思います。

いろいろ申し上げましたけども、ひとつ、できるところから改善をしていただいたら一番ありがたいなというふうに思います。

これで終わらせてもらいます。

山下市長 ちょっと答弁させてください。

下村議長 市長、一言だけ、そうしたら。長いこと答弁は要りません。一言だけ山下市長に答弁してもらいます。

山下市長 誤解のないようにさせていただきます。

今、岡本議員が、市内の吹鳴なり放送なりというのを言っていたのは、消防団に対して連絡がちゃんと行くかどうかということをご心配いただいていることだと思います。消防団に対しましては、先ほどから答弁をさせていただいているように、メールで一斉に連絡をさせていただいておりますので、消防団員全員に、登録していただいておりますメールで一斉に連絡をしております。だから、市内の放送が、現場がどこだとかって言わなくても消防団員にはどこだということは覚知いただけるようになっていくということ。

それと、でも疋田やと言ったって、どの場所かわからんといったときには、ポンプ車の方に団員は移動しますから、本部と無線で、疋田のどこですかということが連絡をとりながら現場に到着ができる状況になっているということだけは。だから、放送がなかったから、団員がそこに到着できないという状況ではないということだけ、皆さん方にお伝えをしておきたいというふうに思います。

以上です。

(発言する者あり)

下村議長 岡本君。

岡本議員 メールで送っているの、わかるねん。ところが、現実に、市長知らん。消防団にどんなメールを送ってますの。目標物も何も送ってません。ただ、疋田民家火災だけ。どの辺で行きますということを私言っているわけです。それを言われたら、それ以上なったらいかんから、有線放送あるんやったら、私は、有線放送も利用して、もし聞き取れない団員もおったらいかんから、何遍も言っているわけです。メール、メールと言われるけど、全部何でも100%見てるのと違います。ましてや、目標物をきちんと教えてあげたらいいけども、ただ同じように大字疋田どこそこやしかメール送ってないから言っているわけです。だから、もう言わんといってくれたら、俺も言わへんねん。

下村議長 岡本吉司君の発言を終結いたします。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

最後に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

1点目は、本年6月1日に施行されました道路交通法改正に伴う自転車マナー向上について。2点目は、生徒の安全対策です。

以上、詳細につきましては質問席より行います。

下村議長 内野君。

内野議員 信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習受講を義務づける改正道路交通法が施行されました。自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に社会全体で自転車マナー等の向上を推進していくことが重要です。自転車はちょっと買い物に行くときや、毎日の駅までの通勤、通学など免許がなくても手軽に乗れる非常に便利な乗り物です。

その半面、事故や危険とも隣り合わせです。毎年、自転車での死亡事故も多く起こっているのが現実です。自転車が活性化する一方で、道路整備や交通ルールの徹底、環境整備も必要になります。さらに、ふだんからマナーの向上に努め、周囲に対する配慮も欠かせないよう呼びかけをお願いいたします。

急な飛び出しや狭い道ですので、すれ違い、たばこを吸いながら自転車に乗るなど、思わず身構えたことも少なくないはずです。また、実際に、歩行者と追突してけがを負わせながら、けがに気づかず、走り去り、歩行者が泣き寝入りするケースもあります。最近では、こうした実態に対し、高額な損害賠償請求訴訟が起こされることもあります。事故はほんの一瞬の油断で起き、人生を狂わせる場合もあります。安全第一を徹底し、被害者も加害者も生まないための取り組みを進めていただきたいと思います。

それでは、まず、1点目の質問ですが、道路交通法改正について、市民への周知について伺います。

下村議長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。ただいまの内野議員からのご質問についてお答え申し上げます。

自転車に関する改正道路交通法が本年6月1日より施行されました。今回の改正につきましては、平成25年12月施行されました自転車の検査等に関する規定の新設で、自転車にブレーキを取りつけることが義務化されて以来の、自転車に関する法改正でございます。

自転車の交通違反が原因となっている交通事故の急増に対応するために、今回、改正されたものでございまして、昨年1年間で、自転車の運転中に事故当事者になられた方が、全国で11万2,134名。そのうち、約63%が何らかの交通違反が原因となったとのことであり、ときには、死亡事故に至る悪質な自転車運転者に対する対策のため、今回の改正となったと承知いたしております。

昨年、奈良県内では、自転車に関係する人身事故数は1,005件。死傷者は997名であり、うち、葛城市内では20件。負傷者19名の発生でございました。

今回の改正の具体的な内容は、自転車運転者が悪質、危険な運転行為による交通違反を繰り返し、警告が積み重なった場合には、自転車運転者講習を義務的に受講しなければならない

いこととなったものでございます。自転車運転者講習受講に該当する危険な運転行為とは、信号無視、一時不停止、酒酔い運転、制動装置不良自転車運転など14の行為が危険行為とみなされます。これらの危険行為による交通違反の繰り返しにつきましては、3年以内に2回以上の警告を受けた自転車運転者に対し、都道府県公安委員会より、自転車運転者講習を受講するよう命令がなされるわけでございます。

なお、受講命令に違反した場合は、罰金が科せられることとなるわけでございます。

制度概要につきましては以上でございまして、次に、この本改正された制度の内容につきましての、市民への周知でございまして、

市では、広報かつらぎ8月号におきまして、本制度改正についての内容を詳しく掲載させていただき、自転車運転に対する注意喚起を図らせていただいたほか、昨年秋及びまた本年春に実施されました交通安全県民運動では、駅前や主要交差点での交通安全啓発活動を実施する中で、自転車の安全運転を呼びかけるチラシなど、高田警察署、市の交通安全対策協議会などと協力して、配布し、安全運転を呼びかけるなど、機会を捉えた啓発活動を実施しているところでございます。

以上でございます。

下村議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。市民の方々への周知ということで、8月号の広報を見させていただきましたが、果たして、何人の方が見られているかなと思ったときに、まだまだ十分な周知とはいえないかなと、そういうように私は感じております。

また、昨年の秋、今年の春の全国交通安全運動の呼びかけなどのいろんな機会を捉えて啓発活動を実施しているのご答弁でした。今後とも、どうか、その機会を捉えての啓発活動、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目ですが、続きまして、自転車マナー向上について、取り組みについて伺います。

下村議長 総務部長。

山本総務部長 自転車の運転マナーの向上につきましては、春、秋の交通安全県民運動時に実施しております自転車の無料点検におきまして、制動装置などの不備を修繕しているほか、自転車の正しい乗り方につきましても、指導を行っておるところでございます。

また、児童を対象とした自転車運転時の交通事故防止のため、市内の各小学校におきまして、学校からの要請に基づき、高田警察署や市の交通安全母の会の協力のもとに、交通巡視員等を派遣しての交通安全教室を実施しておるところでございます。

今後も、子どもを中心とした自転車運転マナーの向上に向け、積極的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

下村議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。今後も子どもを中心とした自転車マナーの向上を積極的に取り組んでいただけるということで、よろしくお願いいたします。また、高齢者の方々への取り

組みについても、先ほど機会を捉えてというご答弁でございましたが、この9月、敬老会が
ございます。早速、2,000枚のチラシを、毎年、高齢者の方が楽しみにしていただいている
敬老会の方でお渡ししていただけるということを聞かせていただきました。早速のご配慮、
ありがとうございます。

続いて、学校における交通マナーや安全に対する意識向上への取り組み、また、13歳未満
の児童、幼児への取り組みについてお尋ねいたします。

下村議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

ただいまの内野議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、学校におけます自転車マナー等の向上についての取り組みについてでございます。
このたびの道路交通法改正制度に伴いまして、両中学校ともに、奈良県警察が作成いたしま
した自転車に乗るときのルール、自転車安全利用5則、5つの原則が書かれたものでござい
ますけれども、これを生徒全員に配布いたしまして、全校朝礼や学級での指導を行いました。

また、自転車通学生につきましては、自転車の正しい乗り方指導と自転車の安全点検を実
施いたしまして、見守り指導も行っているところでございます。

中学校の自転車通学につきましては、学校からの距離等を考慮いたしまして、自転車通学
の許可制で認めておりますが、交通ルールを遵守できること、自転車操作技術が通学に適し
ていること、通学自転車が適していることなどを許可条件としております。また、ヘルメッ
トの着用を義務づけるとともに、かばん等は必ず荷台に固定し運転すること、雨天時は学校
規定の雨がっぱを着用し、傘差し運転はしないこと、一列で走ること、その他、自転車車体
規制等も決められております。そして、違反した場合は、許可の取り消しを含め、厳しく指
導しているところでございます。

次に、小学校の安全指導につきましては、各小学校とも工夫をこらして実施していただい
ております。

新庄小学校におきましては、1年生から3年生までは横断歩道の歩行指導。4年から6年
につきましては、自転車の乗り方指導を警察の方から指導をいただいております。

忍海小学校につきましては、1年から3年生までは、横断歩道の歩行指導と、4年から6
年につきましては、自転車の乗り方指導を隔年で警察の方から指導をいただいております。

新庄北小学校につきましては、10月に、3年と5年生を対象に自転車の乗り方指導を、ほ
かの学年はDVD視聴による指導を行っております。

磐城小学校につきましては、1年から3年生までは正しい歩行の仕方と自転車の乗り方指
導を、4年から6年につきましては、安全な自転車の乗り方について、DVD視聴と警察官
の講話をお願いしております。

當麻小学校におきましては、1年生の1学期に歩き方の指導を、4年生の2学期には自転
車の乗り方指導を行っております。

また、春と秋の交通安全週間中につきましては、集中指導といたしまして、幼稚園では学
級での交通安全指導や啓発ポスターの掲示、教員やPTAによる登校園時の指導や通園路の

安全点検を行っております。小中学校におきましても、学級での交通安全指導や啓発ポスター掲示、教員やPTAによる登下校時の指導や通学路の安全点検、児童生徒による集会や校門等における呼びかけ活動を行っております。

今後も、安全な自転車通学のマナー向上と事故の絶無を期しまして指導されるよう学校と連携をしております。

以上でございます。

下村議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。小中学校において、さまざまなご指導を行っていただいていることがわかりました。また、毎下校時にも一言声をかけることも大事なことと思います。

1点、先進地の事例を紹介させていただきます。

子どもを中心とした取り組みといたしまして、神奈川県が交通安全教育の時間、チリリン・タイムを実施。このチリリン・タイムは身近な交通手段である自転車のルール、マナー違反が後を絶たない現状を受けて、交通社会の一員として必要な正しい交通ルール、マナーを学び、自転車を安全に利用することができる子どもたちを育て、交通事故防止を図ることを目的に、教育委員会と警察が協力して毎月作成されている教材です。ホームルームや学級活動などの時間に、短時間でできるようにまとめられて、自転車事故の実態や交通ルール、マナーについて理解を深めるため、クイズ形式になっている。児童生徒の回答に基づき、先生方が各問題の解説をしたり、全体討議により回答を導きだすなどの安全教育をされておられます。教育現場で、なかなか時間のない中、工夫をこらした、また、自然に学べる、とてもよい安全教育と思いました。本市でもお考えいただけたらと思います。

続いて、通学路の安全確認について、お尋ねします。

下村議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 通学路の安全確認についてでございます。

通学路につきましては、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生いたしましたことから、平成24年7月に各小学校の通学路において、緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議をいたしました。

本年8月18日でございますが、国土交通省奈良国道事務所管理第二課樞原維持出張所、奈良県高田土木事務所、高田警察署交通課、市PTA協議会長、小学校長会長、中学校長会長、市建設課、市生活安全課で組織いたします通学路安全推進会議を開催いたしまして、学校より提出されました点検箇所について議論をいたしました。

また、本年8月27日には、市PTA協議会から市長に対しまして、危険箇所の改修について要望をされておまして、今後、保護者を含めまして、通学路安全推進会議のメンバーによります現地での合同点検を実施し、対策を考えて進めてまいります。

以上でございます。

下村議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。8月27日に危険箇所の改修の要望も出されたということでございます。どうか、早急に合同点検の実施をよろしくお願いいたします。

続いて、T Sマークの取得、自転車保険加入への周知について、お尋ねいたします。

特に、自転車の対人事故がこれまでになく問題になっております。近年、運転中に携帯電話を使用したり、ヘッドホンなどで音楽を聞きながら、このながら運転する人をよく見かけます。つい最近には、イヤホンをつけ、自転車を運転。赤信号に気づかず、女性をはね、死亡事故に至るといふ悲しい事故がありました。さまざまな自転車事故のニュースが後を絶ちません。最近では、こうした実態に対し、高額の損害賠償請求訴訟が起こされることもあります。事故はほんの一瞬の油断で起き、人生を狂わせる場合もあります。安全第一を徹底し、被害者も加害者も生まないための取り組みを進めたいと思います。

では、最後に、T Sマーク取得、自転車保険加入への周知についてお尋ねします。

下村議長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

自転車運転に伴う保険についてでございます。

自転車の点検整備や保険に関する制度として、T Sマーク制度がございます。T Sマークは、公益法人日本交通管理技術協会が管轄する自転車整備保障でございます、保険保障が附帯されているものでございます。

一般的には、自転車購入時、自転車の安全整備士が点検整備した自転車であることの保障書としてT Sマークを自転車に添付するものでありますが、自転車に関する交通事故の増加を受けて、平成26年10月から、それまでの1種類だったT Sマークが補償額の拡大を図るため、2種類となっております。

具体的には、マークには第一種T Sマーク、青色マークと、第二種T Sマーク、赤色マークの2種類がございます、死亡もしくは重度の障害補償額が青色マークで1,000万円、赤色マークで5,000万円となっております。このT Sマークの保障期間につきましては、1年間となっております、更新が必要であることから、自転車無料点検の機会や幼児2人同乗用の自転車購入補助金制度の申請受理の際には、T Sマークの有無確認や更新の必要性などについて、積極的に指導を行っております。

以上でございます。

下村議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。平成26年10月から、T Sマークが拡大されたということですが、更に必要性を訴えていただけるということで、よろしく願いいたします。また、任意の保険加入については、それぞれ個人の対応ということですが、保険加入への推奨、啓発などを重ねてお願いいたします。

それでは、2つ目の質問ですが、生徒の安全対策についてですが、先日、小学校に通う葛城市のお母さんから、お隣の市で、登下校システムはと君の導入をされているので、本市も導入してほしいとのお声をいただきました。どのようなものか問い合わせさせていただきました。

これは、事業者と保護者の直接契約で、入学時に業者から、文書を配布されます。6年前より8つの小学校と3つの中学校で導入されているとのことでした。利用者は子どもにI C

カードを持たせて、学校に設置されている機械にタッチすると、無事に登校できたことを親の携帯にメール送信、下校時も今から下校することを送信されるシステムです。年額3,000円で、I C タグのレンタル料は2,500円ですが、解消時に破損がなければ返金されます。子どもの見守り安全にI C Tを活用した安全対策を検討していただけないかとお尋ねいたします。

下村議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

ご質問の、子どもの見守り安全についてのI C Tを活用した対策についてでございます。

現在、葛城市におきましては、子どもたちの見守り安全につきましては、シルバー人材センターに委託を行いまして、登下校の見守りを実施し、地域でも地域活動の一環として子どもたちの登下校の見守り活動を展開していただいているところでございます。

また、小学校入学時には、防犯ブザーを配布して、緊急時のお知らせ対策にも対応を行っているところでございます。最近におきましては、各自治体などでもI C Tを活用した安全対策がとられるようになってまいりました。

一例を申しますと、I C タグを配布いたしまして、子どもたちがランドセルの外側に張りつけて、校門を通過しましたら、その時刻を自動で記録することになっております。記録は職員室で確認をすることができ、また、校門付近に録画用カメラを設置いたしまして、通過した時刻と照合することで本人かどうかを確認できるというものでございます。これによりまして、いつ学校を出たかを確認できるシステムを導入しているということでございます。また、子どもにG P S発信機を持たすことができれば、G P S衛星から電波を受信する機能により子どもの位置情報も測定することができます。

このI C Tを活用した位置情報確認は、非常に有効なものと考えているわけですが、各種センサーを利用した仕組みは多くあることから、経費面等も勘案しながら、さらに、子どもたちの見守りだけではなく、認知症の方に対しても有効な手段と考えますことから、関係課とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。先ほど申し忘れたんですけれども、お隣の市の、はと君なんですけど、ただ、子どもがタッチをして、忘れて帰ることが多々あるということで、人数も確認したところ、申し込まれている方は、多くて1校30名というところでございます。中学校になれば、もう1名か2名ということで、なかなかどうかなとも思いながら、ただ、やっぱり子どもを持つ、お母さんにしましては、何か安心できるものがというのが、やっぱりお母さんの思いやとも思います。

そこで、先ほども理事者の方から、池田市の事例を紹介していただきました。私も、すばらしい施策やなどと思って聞かせていただいております。また、葛城市におきましては、I C Tまちづくりにかける市長の意気込みを常々聞かせていただいております。また、実績もさまざまございます。子どもたちへの安全対策について、何かお考えがございましたら、聞

かせていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

下村議長 山下市長。

山下市長 内野議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

システムそのものはそんなに難しくないものだと思いますけれども、お隣の市もそうですし、他のところもそうですけれども、民間事業者と保護者の直接契約でございますので、月額幾らかお金がかかるというところですね。それを皆さんが受任いただけるかどうか、受益者負担をしていただけるかどうかだと思います。

利便性を向上させることは、我々の目的でもあり、それを推進していくということはやっていかなければならないというふうに思っておりますけれども、何から何まで、じゃあ行政がもってくれという形になってくれば、これはもう際限がない話になってくるんだと思います。

安全安心、これを手に入れていく、それは、提供していただける企業とそれを受けたいと思われる保護者の皆さんとが契約していただけるという状況というのは、うちでもすぐ持ってこれると思いますし、いろんな話も葛城市に来ております。ICTタグだけではなく、ビーコンというブルートゥース、携帯電話から直接受信ができるようなシステムがあるんですけども、そういうものを使って、自動販売機の中にその発信装置を出しながら、そのそばを通ると連絡をしていくというようなシステムというのも、できなくはない。ただし、その導入に対しても、行政の負担も当然出てきますし、受益者の負担ということも出てくる。どこまでのことをやれば、皆さんが満足をするのかということとはわからないと思います。

できるだけ低額で、皆さんにサービスを使用していただけるような環境づくりというのは、これから考えてまいりたいなというふうに思っておりますし、また、受益者の皆さんが、このくらいだったら出してもいいよねと思えるような額を算出できるように、これからいろんな事業者等の話を聞きながら、葛城市のモデルとしてどういうものができるのか、考えてまいりたいというふうに思っております。

下村議長 内野君。

内野議員 市長の前向きな答弁、ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

下村議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、あす10日、午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願いたします。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時50分